

岐阜県地球温暖化対策実行計画 (区域施策編) 第2版

平成28年3月
岐 阜 県

- 目次 -

第1章 総論	1	【新規追加】
1-1 計画見直しの趣旨	1	
1-2 計画の位置づけ	2	
1-3 計画の構成	2	
第2章 地球温暖化の現状と対策の動向	3	【旧第1章】
2-1 地球温暖化の現状	3	
2-2 地球温暖化対策の動向.....	5	
第3章 岐阜県の温室効果ガス排出量等の現況	7	【旧第2章】
3-1 岐阜県の自然的特性.....	7	
3-2 岐阜県の社会的特性.....	10	
3-3 県民の地球温暖化に対する意識	12	
3-4 県内の温室効果ガス排出量の推移	16	
第4章 当初計画に基づく施策の実施状況	22	【新規追加】
4-1 当初計画の施策体系.....	22	
4-2 施策の実施状況	23	
4-3 温室効果ガス排出量の削減目標の達成状況	26	
4-4 当初計画の見直しに当って	32	
第5章 温室効果ガス排出量の削減目標	33	【旧第3章】
5-1 対象とする温室効果ガス.....	33	
5-2 温室効果ガス排出量の削減目標の設定.....	34	
第6章 温室効果ガス排出削減等に関する取組	35	【旧第4章】
6-1 取組方針（施策体系）	35	
6-2 取組方針に基づく緩和策.....	37	
6-3 重点プロジェクト（案）	46	
6-4 2020年度（平成32）に目指す姿.....	47	
第7章 地球温暖化に対する適応の方向性	51	【新規追加】
7-1 適応の必要性	51	
7-2 地球温暖化による影響と対策	55	
7-3 適応の進め方	59	
第8章 計画の推進	60	【旧第5章】
8-1 各主体の役割	60	
8-2 計画の進行管理	61	
資料編	62	【新規追加】
計画の策定経緯.....	62	
用語解説.....	64	

第1章 総論

1-1 計画の見直しの趣旨

地球温暖化は、今や世界的規模で取り組まなければならない重要課題として広く認知されています。「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の第5次評価報告書」（以下「IPCC第5次評価報告書」という。）においては、「気候システムの温暖化には疑う余地はない」こと、さらに「人為起源の温室効果ガスが20世紀半ば以降に観測された温暖化の支配的な原因であった可能性が極めて高い」ことが示されました。また、今世紀末の世界平均気温が産業革命前と比べて最大4.8℃上昇することも予測されており、これに伴う気候変動の影響が懸念されています。

地球温暖化問題に対しては、1997（平成9）年に開催された国連気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）において、先進国の温室効果ガス排出削減の目標を定めた「京都議定書」が採択されました。わが国では、第一約束期間である2008（平成20）年から2012（平成24）年において、基準年である1990（平成2）年度比6.0%削減目標を掲げ、森林吸収量等を加味した温室効果ガス排出量が5か年平均で基準年比8.4%減となり、目標を達成することができました。一方で、2011（平成23）年3月に発生した東日本大震災の影響により、国内の原子力発電所が全基停止し、それに代わる火力発電の増加に伴って二酸化炭素排出量も大幅に増加し、エネルギー政策が大きく見直されることになりました。こうした中、2015（平成27）年に開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において、条約加盟の196か国・地域が自主的な温室効果ガスの削減目標を国連に提出するとともに、2020（平成32）年以降の新たな地球温暖化対策の法的枠組みとなる「パリ協定」が採択され、削減目標達成に向けた国内対策を行うことを義務付けたほか、2023（平成35）年から5年毎に世界全体でどの程度対策が進んでいるかを点検する制度も設けられます。わが国も2030（平成42）年度までに2013（平成25）年度比で温室効果ガス排出量を26%削減する目標を提出しました。さらに、2015（平成27）年11月には、「気候変動の影響への適応計画」（以下「国の適応計画」という。）が閣議決定され、地球温暖化による気候変動の影響への対策が本格的に始動することとなりました。

2011（平成23）年度に策定した「岐阜県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」（以下「当初計画」という。）では、中期目標年度に至る中間年度（2015（平成27）年度）に当初計画策定後の状況変化に応じてその内容を見直すこととしており、上記の状況も踏まえながら「岐阜県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）第2版」（以下「本計画」という。）として見直しを行いました。見直しに際しては、これまでの温室効果ガス排出量の推移や増減の要因を分析するとともに、中期目標年度における達成見込みの検証を行い、施策の見直しや重点施策の設定を行いました。また、国の適応計画を受け、岐阜県における地球温暖化に対する適応策の方針を示しました。

1-2 計画の位置づけ

本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第20条第3項に基づく「地方公共団体実行計画（区域施策編）」及び「岐阜県地球温暖化防止基本条例」（2009（平成21）年3月公布。以下「条例」という）第8条に基づく「地球温暖化防止計画」として策定するものです。

また、豊かで快適な環境の保全及び創出に関する目標及び施策の基本的事項について定めた「岐阜県環境基本計画」における、地球温暖化防止の方針に関する個別計画として位置づけるものです。

1-3 計画の構成

本計画の構成は、以下のとおりです。

表 1-1 本計画の構成

章	概要
第1章 総論	・計画の見直しの主旨、計画の位置づけ及び計画の構成を示しています。
第2章 地球温暖化の現状と対策の動向	・地球温暖化のメカニズムやその影響、近年の国内外の地球温暖化対策の動向について紹介しています。
第3章 岐阜県の温室効果ガス排出量等の現況	・岐阜県の気象条件等の自然的特性、人口・世帯数や経済活動等の社会的特性、県民の地球温暖化に対する意識及び県内の温室効果ガス排出量の推移を示しています。
第4章 当初計画に基づく施策の実施状況	・当初計画の施策体系及び施策の実施状況を示しています。 ・見直し時点における中期目標の達成状況及び見直しに当たっての視点を整理しています。
第5章 温室効果ガス排出量の削減目標	・対象とする温室効果ガス及び温室効果ガス排出量の削減目標を示しています。
第6章 温室効果ガス排出削減等に関する取組	・当初計画に基づく施策の実施状況及び温室効果ガス排出量の削減目標を踏まえた、温室効果ガス排出削減等に関する取組を示しています。
第7章 地球温暖化に対する適応の方向性	・地球温暖化に対する適応の必要性、岐阜県における地球温暖化による影響と一般的な対策及び岐阜県における今後の適応の進め方について示しています。
第8章 計画の推進	・計画の推進に当たっての各主体の役割及び計画の進行管理の仕組みについて説明しています。

第2章 地球温暖化の現状と対策の動向

2-1 地球温暖化の現状

(1) 地球温暖化のメカニズム

地球の温度は、太陽から地球に降り注ぐ日射エネルギー（太陽放射）と、地球から宇宙に向けて放出される赤外線（熱放射）とのバランスによって決まっています。太陽放射の多くは地表面で吸収され、暖められた地表面は大気中に赤外線を放出しています。

一方、大気中には二酸化炭素などの温室効果ガスと呼ばれる気体がわずかに含まれており、これらの気体は地表面から放出された赤外線を吸収し、再び地表面へ放出する性質があります。この性質により、地球の表面付近の大気が暖められることを温室効果といい、こうした温室効果ガスが増加することで、温室効果が強まり、地球温暖化を引き起こしています。

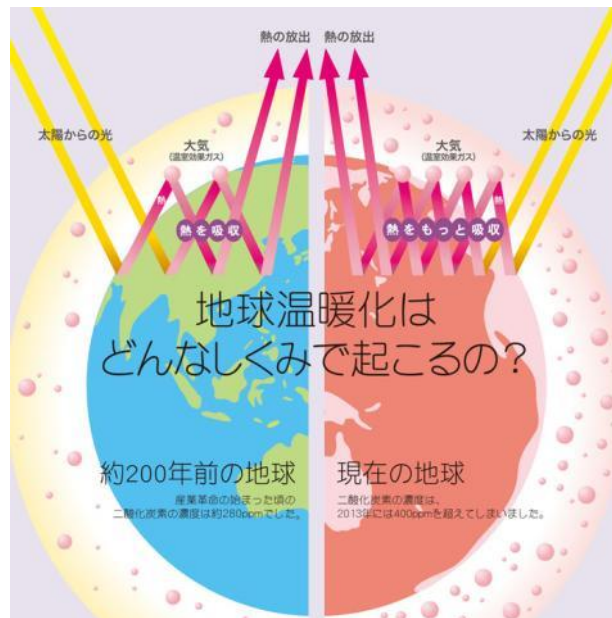


図 2-1 温室効果ガスと地球温暖化メカニズム

出典：全国地球温暖化防止活動推進センター「すぐ使える図表集」

(2) 地球温暖化による気温の上昇

IPCC 第5次評価報告書によると、陸域と海上を合わせた世界平均地上気温は、1880（明治13）年から2012（平成24）年の期間に0.85℃上昇しており、最近30年の各10年間はいずれも、1850（嘉永3）年以降の各々に先立つどの10年間よりも高温でありつづけ、長期にわたる評価が可能である北半球では、1983（昭和58）年から2012（平成24）年は過去1400年において最も高温の30年間であった可能性が高いとされています。

また、今世紀末には現在（1986（昭和61）年から2005（平成17）年の平均）と比較して、0.3℃～4.8℃上昇すると予測されています。

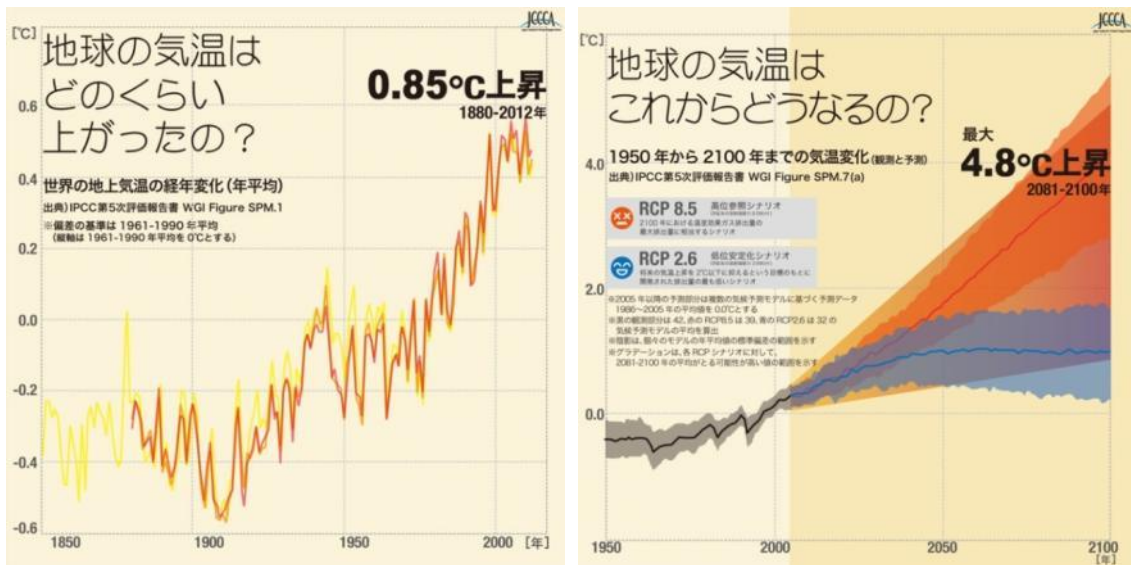


図 2-2 世界の地上気温の経年変化

出典：全国地球温暖化防止活動推進センター「すぐ使える図表集」

(3) 地球温暖化による影響

IPCC 第 5 次評価報告書では、ここ数十年、気候変動は世界中で自然及び人間システムに影響を与えているとされています。日本を含むアジアでは、河川や湖等の洪水や干ばつ、陸域及び海洋生態系の変化は、高い確信度で気候変動が原因であるとされています。

こうした地球温暖化が続くことで、複数の分野や地域に及ぶ主要なリスクとして、①海面上昇、沿岸での高潮被害等によるリスク、②大都市部への洪水による被害リスク、③極端な気象現象によるインフラ等の機能停止リスク、④熱波による、特に都市部のぜい弱な層における死亡や疾病のリスク、⑤気温上昇、干ばつ等による食糧安全保障が脅かされるリスク、⑥水資源不足と農業生産減少による農村部の生計及び所得損失のリスク、⑦沿岸地域における生計に重要な海洋生態系の損失のリスク、⑧陸域及び内水生態系がもたらすサービスの損失リスクが挙げられています。

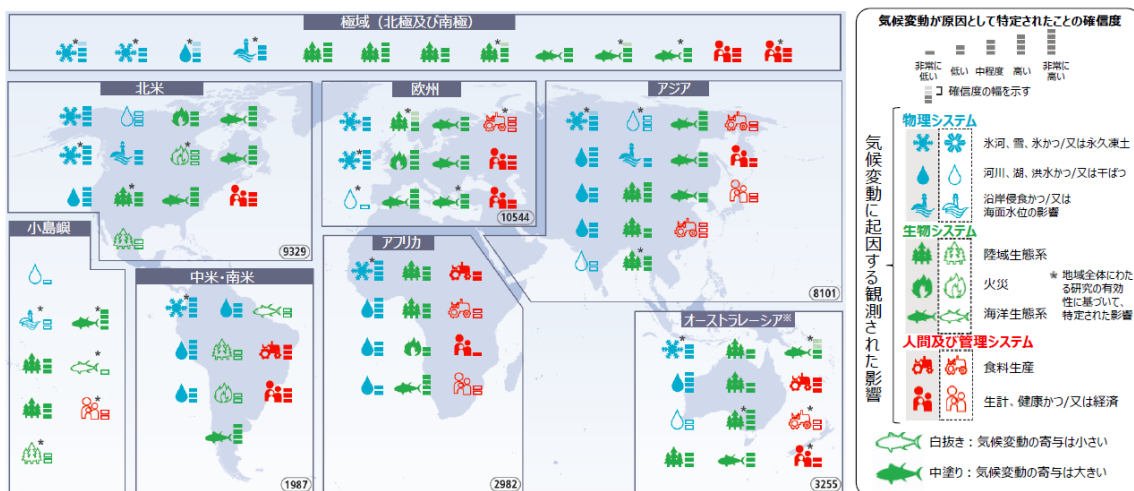


図 2-3 科学的文献に基づく気候変動が原因であると特定された広範にわたる影響

出典：環境省「IPCC 第 5 次評価報告書の概要－統合報告書－」

2-2 地球温暖化対策の動向

国内外における地球温暖化対策の主な動向は、以下のとおりです。

表 2-1 地球温暖化を巡る国内外の主な動向（1/2）

年	国外	国内
1990 (平成 2)		■地球温暖化防止計画の策定 ・地球環境保全に関する関係閣僚会議で定められた政府の最初の地球温暖化対策。
1992 (平成 4)	■気候変動に関する国際連合枠組条約の採択 ・地球温暖化防止のための国際的な枠組みであり、究極的な目標として、温室効果ガスの大気中濃度を自然の生態系や人類に危険な悪影響を及ぼさない水準で安定化させることを掲げている。	
1997 (平成 9)	■京都議定書の採択 ・先進国に対して法的拘束力のある温室効果ガス削減の数値目標を設定し、また柔軟性措置としての京都メカニズム等について定めている。	
1998 (平成 10)	■ブエノスアイレス行動計画の採択 ・京都メカニズムや遵守制度などの京都議定書に関する主要な論点について、詳細なルールを合意するよう努めることを合意した。	■改正エネルギーの使用の合理化に関する法律の制定 ■地球温暖化対策推進大綱の策定 ・日本政府各省庁の地球温暖化対策をとりまとめたもので、毎年大綱の進捗状況についてフォローアップが行われている。 ■地球温暖化対策の推進に関する法律の制定 ・日本の地球温暖化対策に関する基本方針を定めた法律である。
1999 (平成 11)		■地球温暖化対策に関する基本方針 ・地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき定められた政府の温暖化対策に関する基本方針である。
2001 (平成 13)	■ボン合意 ■マラケシュ合意	
2002 (平成 14)		■地球温暖化対策推進大綱の策定 ・1998年決定の地球温暖化対策推進大綱を見直し、新たな大綱を策定。 ■気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書の締結及び地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律
2005 (平成 17)	■京都議定書の発効	■省エネ法（エネルギーの使用の合理化に関する法律）の改正
2006 (平成 18)		■地球温暖化対策の推進に関する法律の改正
2007 (平成 19)	■ハイリゲンダム・サミットの開催 ・「2050年までに地球規模で温室効果ガス排出を少なくとも半減させることを含む、EU、カナダ及び日本による決定を真剣に検討する」ことで一致。 ■IPCC 第4次評価報告書公表	■新提案「クールアース 50」を発表 ・世界全体の共通目標として「2050年までに温室効果ガス半減」という長期目標を提案するとともに、2013年以降の次期枠組みにつき、①全ての主要排出国の参加、②各国の事情に配慮した柔軟かつ多様性のある枠組み、③環境保全と経済発展との両立、という三原則を提唱。

表 2-2 地球温暖化を巡る国内外の主な動向 (2/2)

年	国外	国内
2007 (平成 19)		<ul style="list-style-type: none"> ■ 国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した法律
2008 (平成 20)		<ul style="list-style-type: none"> ■ 京都議定書目標達成計画の改訂 <ul style="list-style-type: none"> ・ 産業界における自主行動計画の一層の推進、住宅・建築物の省エネ性能の更なる向上、トップランナー機器等の対策の強化、工場・事業場の省エネルギー対策の拡充等を盛り込んだ目標達成計画。 ■ 省エネルギー法改正 ■ G8 北海道洞爺湖サミットの開催 <ul style="list-style-type: none"> ・ 全世界の温室効果ガス排出量を 2050 年までに少なくとも 50%削減するビジョンを国連気候変動枠組条約の全締約国と共有し、交渉を経て採択を求めることを確認、先進国は野心的な総量目標を策定、実施することで一致。
2009 (平成 21)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 国際再生可能エネルギー機関の設立 	<ul style="list-style-type: none"> ■ エネルギー供給構造高度化法
2010 (平成 22)		<ul style="list-style-type: none"> ■ 「地球温暖化対策基本法案」閣議決定 ■ エネルギー基本法に基づく「エネルギー基本計画」改定の閣議決定
2011 (平成 23)		<ul style="list-style-type: none"> ■ 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の成立
2012 (平成 24)		<ul style="list-style-type: none"> ■ 再生可能エネルギーの固定価格買取制度の導入開始 ■ 「革新的エネルギー・環境戦略」閣議決定 ■ 「地球温暖化対策基本法案」廃案
2013 (平成 25)		<ul style="list-style-type: none"> ■ 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の公布
2015 (平成 27)	<ul style="list-style-type: none"> ■ パリ協定の採択 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 日本の約束草案（2030 年度温室効果ガス排出削減目標）の提出 ■ 「気候変動の影響への適応計画」閣議決定

出典：全国地球温暖化防止活動推進センターHP を基に作成

第3章 岐阜県の温室効果ガス排出量等の現況

3-1 岐阜県の自然的特性

(1) 位置・地勢

岐阜県は日本列島のほぼ中央に位置し、周囲を7つの県に囲まれた内陸県です。西は養老山地や伊吹山地、東は木曾山脈や飛騨山脈といった山々に囲まれ、各県との県境はほとんどが山地山脈です。県北部の飛騨地方は、標高3,000m級の飛騨山脈をはじめとする山岳地帯で、平地は高山盆地などわずかです。一方、県南部の美濃地方は、濃尾平野に木曾三川（木曾川、長良川、揖斐川）が流れ、合流域とその支流域には水郷地帯が広がり、海拔ゼロメートル地帯も存在しています。このように、海拔0mの平野から3,000mを超える山岳地帯まで高度差が大きい複雑な地形となっており、古くから「飛山濃水（＝飛騨の山・美濃の水という意味）」と呼ばれています。

岐阜県の平地地域の地質は、大部分が木曾三川による堆積物からなる沖積層や洪積層で、ぜい弱なため悲惨な水害や震災に苦しんだ歴史を持っています。また、飛騨川と宮川に代表される河川の流れを太平洋側と日本海側とに分ける位山の分水れい、長良川と庄川の流れを分けるひるがの分水れい等が存在し、岐阜県の地形の複雑さを特徴づけています。多くの河川に挟まれた小さな山地は無数にあり、美濃地方東部の緩やかな丘陵地帯を除いては、急傾斜をなしているところが多くあります。このことは複雑な気象をもたらす原因となり、土砂災害、なだれなどの災害の要因にもなっています。

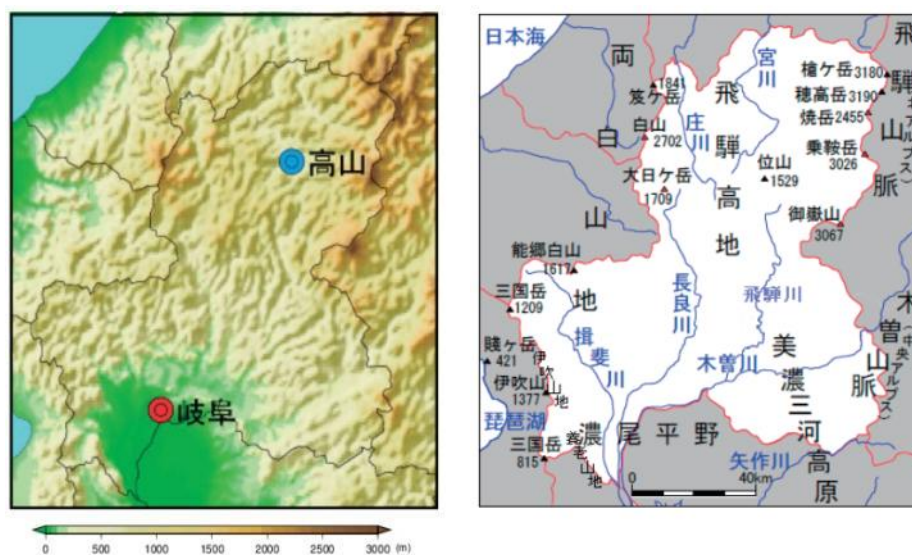


図 3-1 岐阜県の位置・地勢

出典：気象庁「気候変化レポート 2012－関東甲信・北陸・東海地方－」

(2) 土地利用

土地利用の状況は、2012（平成 24）年度において、森林が 80.7%、農用地が 5.4%、宅地が 3.8%となっています。

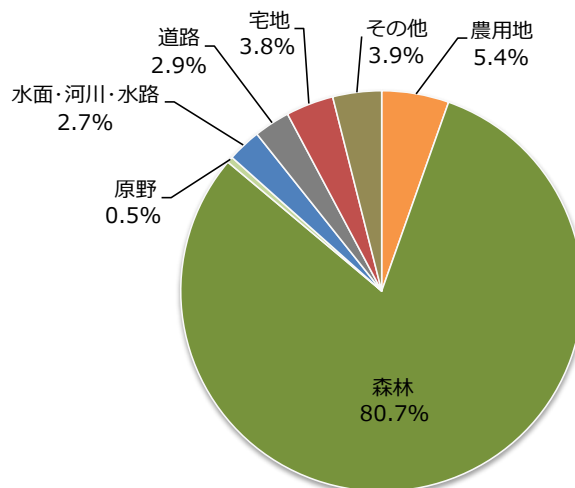


図 3-2 岐阜県の土地利用（平成 24（2012）年度）

出典：岐阜県「岐阜県統計書」を基に作成

(3) 気象条件

美濃地方の岐阜市（標高 13m）では、年平均気温が 15.8℃であるのに対し、飛騨地方の高山市（標高 560m）では、標高が高いこともあり、年平均気温は 11.0℃と岐阜市に比べて低くなっています。

岐阜市では、7月～8月の暑さは特に厳しく、真夏日／猛暑日の日数は、7月が 19.9日／4.8日、8月が 26.7日／7.4日です。夏季の美濃地方では高温を観測することがあり、多治見市では、2007年8月16日に当時の国内過去最高気温（40.9℃）を記録（埼玉県熊谷市と同じ記録）しました。冬季は1月～2月が最も寒くなり、冬日は平均して月に10日を超えますが、真冬日になることはまずありません。

一方、高山市では、夏季は岐阜市に比べると過ごしやすい気候ですが、真夏日となることもしばしばあります。冬季は、12月から3月にかけて気温が低く、冬日は平均して月に20日を超えます。

県内の多くの地点の年間降水量は 2,000mm 程度で、岐阜市は 1,827.5mm、高山市が 1,699.5mm です。また、日照時間は、夏季には岐阜市と高山市でそれほど違いはありませんが、12月から1月の高山市の日照時間は、岐阜市の 60%程度です。

内陸県のため、風は比較的弱い土地柄であり、岐阜市では、風速 10m/s 以上となる日は 10.3日、高山市では 0.7日です。

第3章 岐阜県の温室効果ガス排出量等の現況

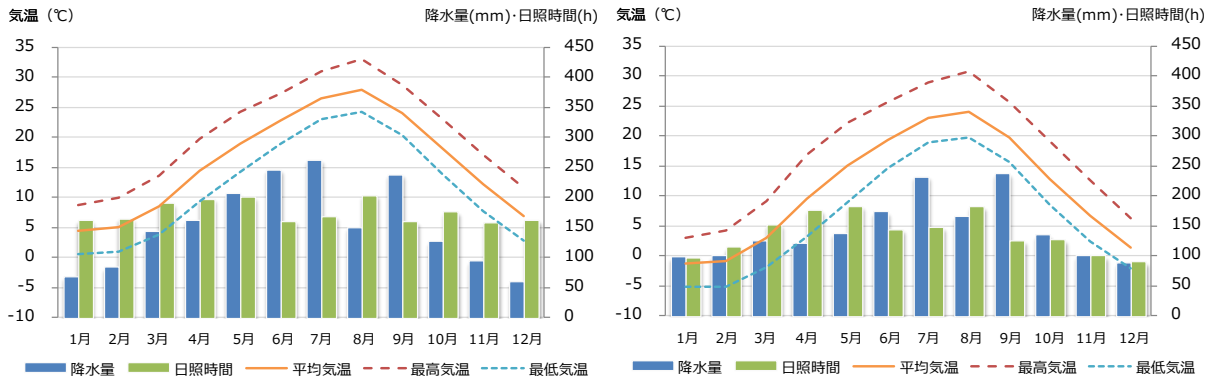


図 3-3 気温・降水量・日照時間 (左：岐阜市、右：高山市)

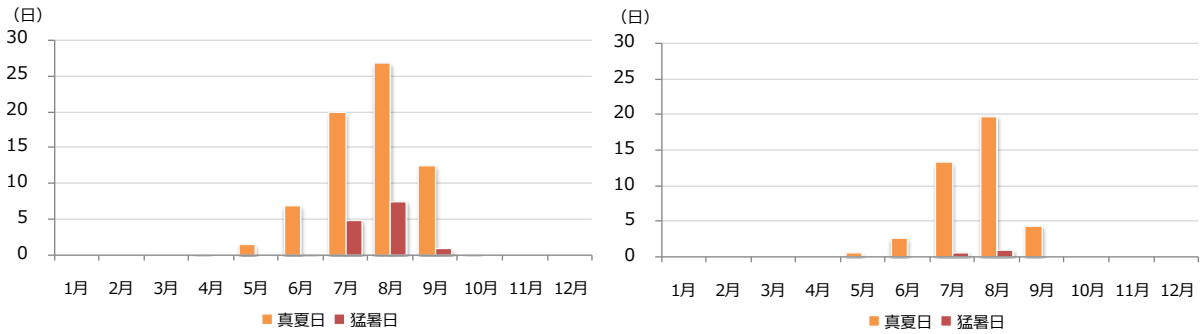


図 3-4 真夏日・猛暑日 (左：岐阜市、右：高山市)

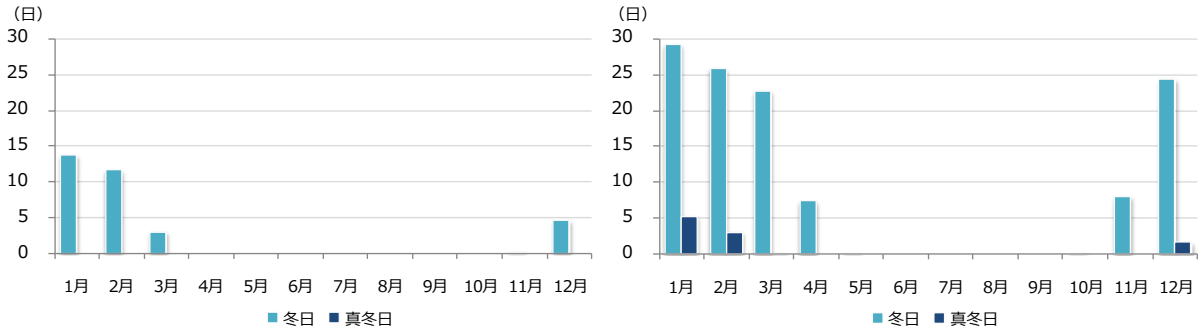


図 3-5 冬日・真冬日 (左：岐阜市、右：高山市)

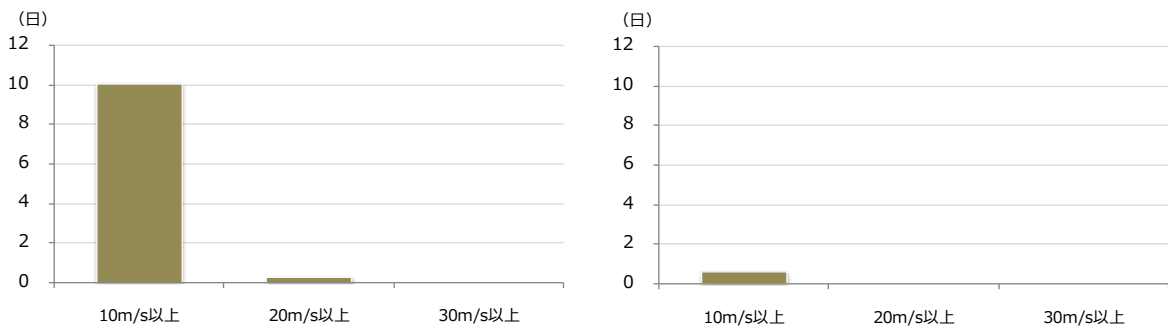


図 3-6 日最大風速階級別日数 (左：岐阜市、右：高山市)

出典：気象庁「気象統計情報（1981年～2010年までの観測データ）」を基に作成

3-2 岐阜県の社会的特性

(1) 人口・世帯数

岐阜県の2014（平成26）年10月1日現在の推計人口は204万1,690人であり、1999（平成11）年の211万9,577人をピークに、近年は緩やかな減少傾向を示しています。一方で、世帯数は増加しており、2014（平成26）年10月1日現在の世帯数は74万8,882世帯であり、1世帯当たり人員は2.73人となっています。

また、岐阜県の将来人口推計結果をみると、今後も人口は減少を続け、2040（平成52）年には157万6,183人まで減少すると見込まれています。

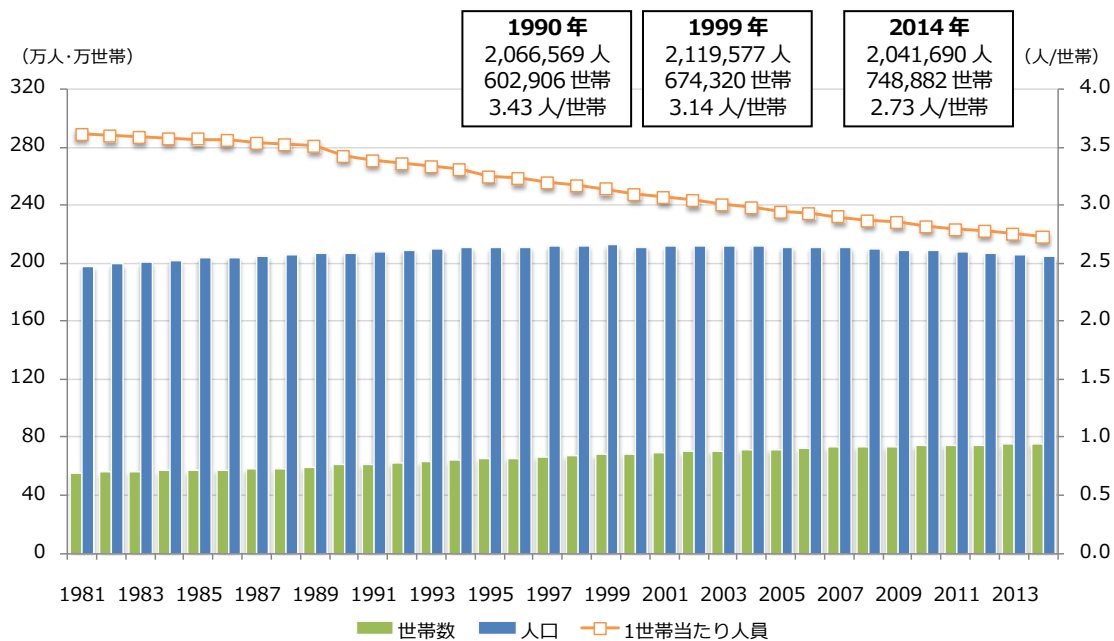


図 3-7 岐阜県の人口・世帯数・1世帯当たり人員の推移

出典：岐阜県「岐阜県統計書」を基に作成

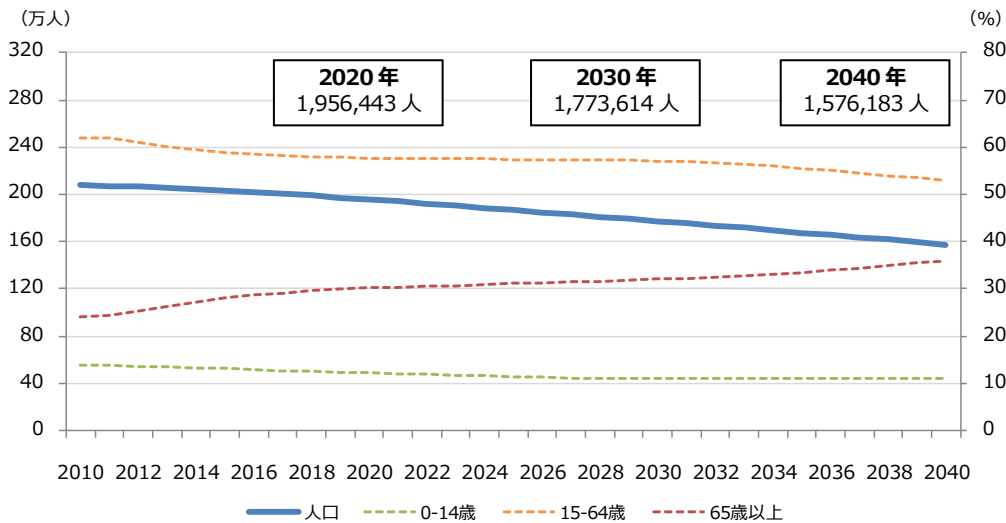


図 3-8 岐阜県の将来人口推計結果

出典：岐阜県「岐阜県政策研究会人口動向研究部会報告」を基に作成

(2) 経済活動

岐阜県の県内総生産は、2006(平成18)年度の7兆7,452億円をピークに減少しており、特に、リーマンショックの影響等によって2009(平成21)年度には7兆247億円まで減少しています。その後は緩やかな増加傾向を示しており、2012(平成24)年度は7兆1,362億円となっています。

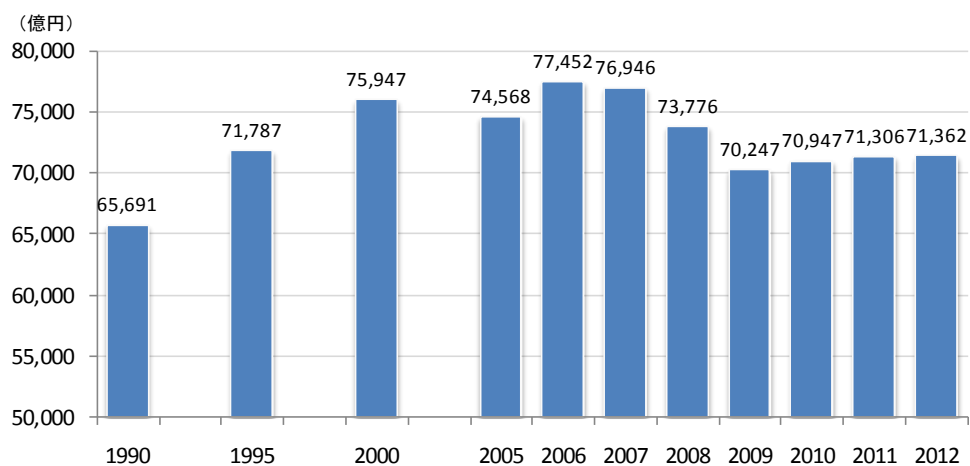


図3-9 県内総生産の推移

出典：内閣府「県民経済計算結果」

(3) 交通

岐阜県の自動車保有台数は、1998(平成10)年以降増加傾向を示し、2007(平成19)年の166万9,623台をピークに、その後は緩やかな増減を繰り返しています。2013(平成25)年の自動車保有台数は166万1,793台であり、全国では17番目になります。

岐阜県では自動車が重要な交通手段であり、1世帯当たり自動車保有台数は、2006(平成18)年にかけて増加を示していましたが、近年では世帯数の増加もあり、減少傾向にあります。それでも、自家用乗用車の世帯当たり普及台数は全国で5番目になります。

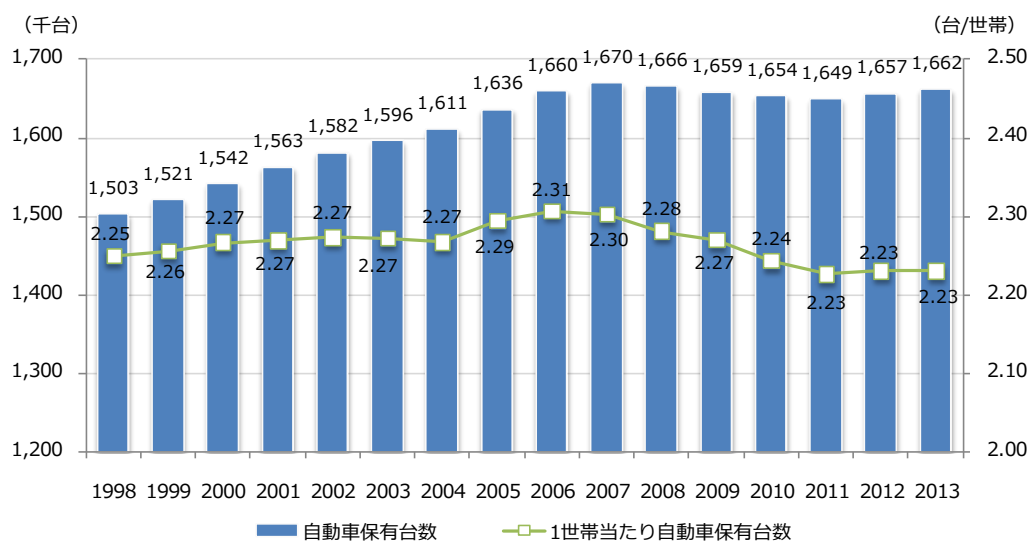


図3-10 岐阜県の自動車保有台数の推移

出典：岐阜県「岐阜県統計書」を基に作成

3-3 県民の地球温暖化に対する意識

(1) 環境に関する県民等意識調査結果

岐阜県では、2014（平成 26）年 10 月に、県民及び NPO など環境関連団体を対象として、環境問題やごみ問題、水環境の保全、地球温暖化対策等の環境に関するアンケート調査を実施しました。

①環境問題への関心

関心のある環境問題については、「地球温暖化」が 58.0%と最も高く、次いで「森林、河川、農地など自然環境の悪化」が 32.8%、「大気の汚れ」が 27.6%でした。

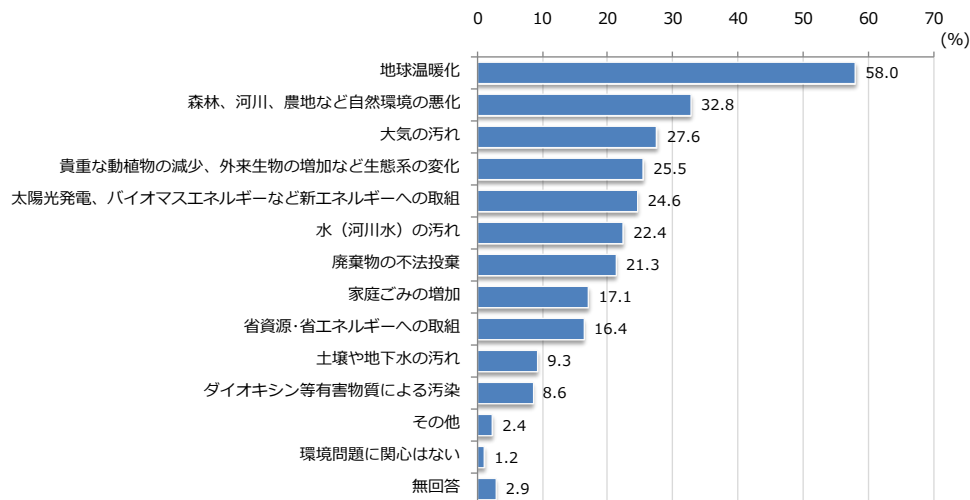


図 3-11 関心のある環境問題

出典：岐阜県「環境に関する県民等意識調査 調査結果報告書」を基に作成

②地球温暖化防止のための取組

地球温暖化防止のための効果的な取組については、「蛍光灯や電気機器をこまめに消すなどエネルギーの無駄を省く」が 49.6%と最も高く、身近に取組むことのできる省エネ行動への意識が高いことが分かります。次いで「燃費効率の良い自動車やハイブリッド自動車など環境にやさしい車を利用し、エコドライブを心がける」が 44.4%、「ごみの減量化やリサイクルを行う」が 40.4%でした。

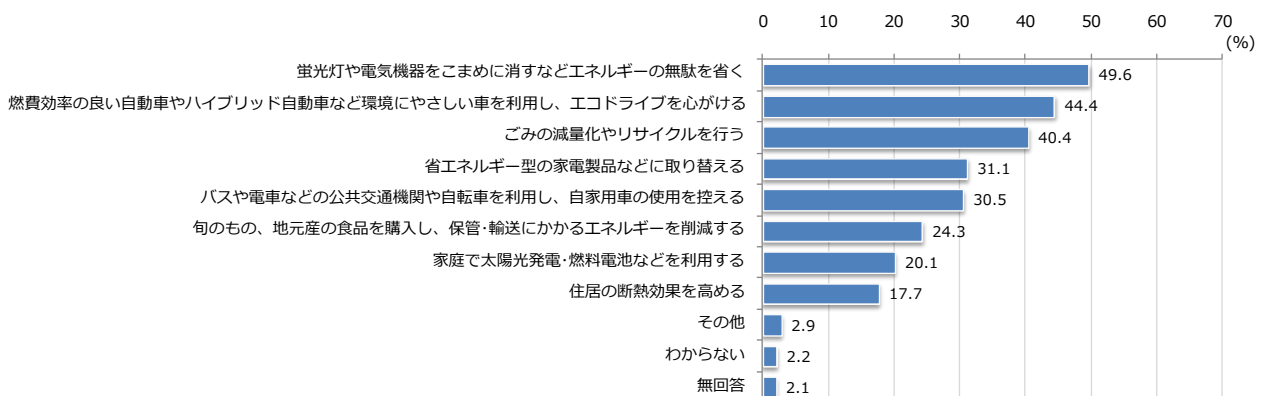


図 3-12 地球温暖化防止のために効果的な取組

出典：岐阜県「環境に関する県民等意識調査 調査結果報告書」を基に作成

地球温暖化防止のために行政が取組むべきことについては、「森林を守る取組や緑化を進める」が51.0%と最も高く、森林面積が地域の8割を占める岐阜県の地域特性を活かした地球温暖化防止の取組への要望が大きいことが分かります。次いで「太陽光発電、燃料電池、バイオマスエネルギーなど新エネルギーを広める」が44.9%、「ごみ減量のための3R対策を広める」が33.9%、「省エネルギー機器や省エネ型建築物等を広める」が29.9%、「自転車の利用促進のための駐輪場の整備や自転車道・歩道の整備を進める」が26.4%、「環境問題に取組む企業・団体の活動や連携を支援する」が23.7%、「省エネルギー型家電製品などに取り替える」が23.6%、「パークアンドライドなど都市部への車の流入を規制するなどの施策を進める」が9.7%、「その他」が2.7%、「わからない」が4.8%、「無回答」が2.7%でした。

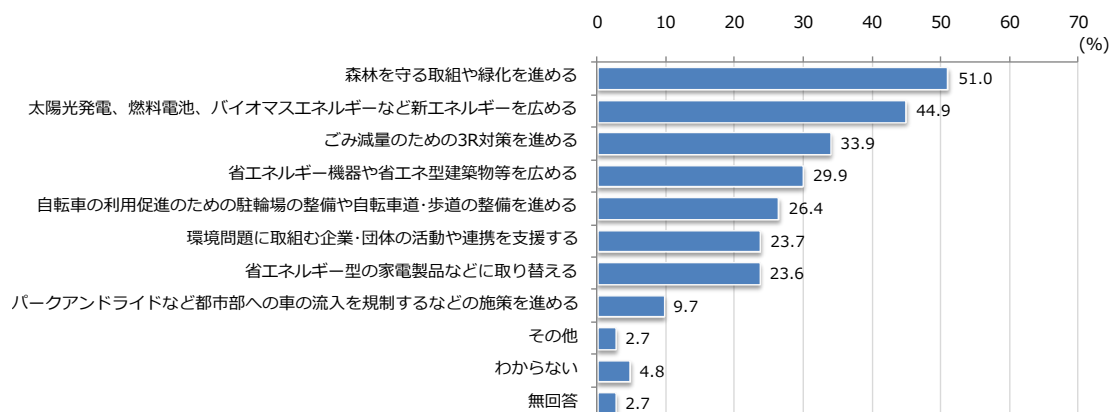


図 3-13 地球温暖化防止のために行政が取組むべきこと

出典：岐阜県「環境に関する県民等意識調査 調査結果報告書」を基に作成

(2) 県政モニターアンケート結果

岐阜県では、平成27年6月に、県政モニター485人を対象として、地球温暖化に関するアンケート調査を実施しました。

①地球温暖化への関心

地球温暖化への関心については、「大変関心がある」「少し関心がある」を合わせて、8割以上の県民が関心を持っていることが分かります。

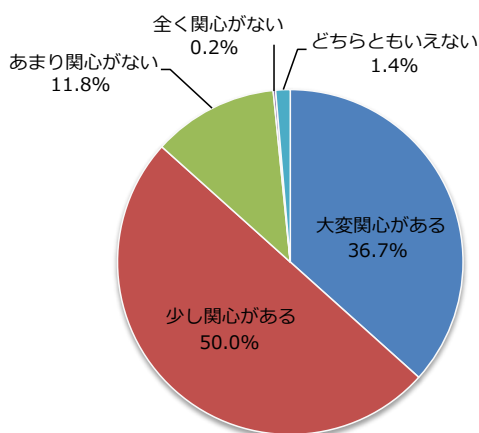


図 3-14 地球温暖化防止への関心

出典：岐阜県「地球温暖化に関するアンケート調査結果（県政モニターアンケート）」を基に作成

②地球温暖化防止のための取組

現在取り組んでいる地球温暖化対策としては、「節電、緑のカーテンの設定など省エネルギーの取組」が 70.8%と最も多く、次いで「ごみの分別の徹底や減量化、リサイクルの実施」が 66.5%、「LED 照明への取り替え、断熱改修、太陽光発電などの省エネ住宅化」が 51.8%でした。

地球温暖化対策に取り組むに当って妨げとなることとしては、「経済的コストがかかる」が 48.4%と最も多く、次いで「どれだけ効果があるのかわからない」が 40.7%、「手間がかかる」が 33.0%でした。

調査結果から、県民の多くは既に何らかの地球温暖化対策に取り組んでいることが分かります。その一方で、取組の内容や効果に関する情報が不足しているという声も多くあり、従来の地球温暖化対策の必要性を訴える施策に加えて、取組に関する情報発信の強化・充実が求められています。

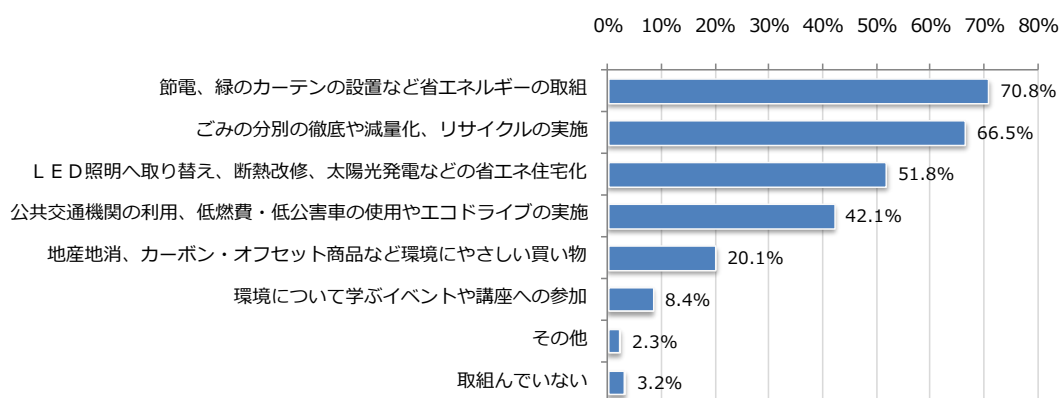


図 3-15 現在取り組んでいる地球温暖化対策

出典：岐阜県「地球温暖化に関するアンケート調査結果（県政モニターアンケート）」を基に作成

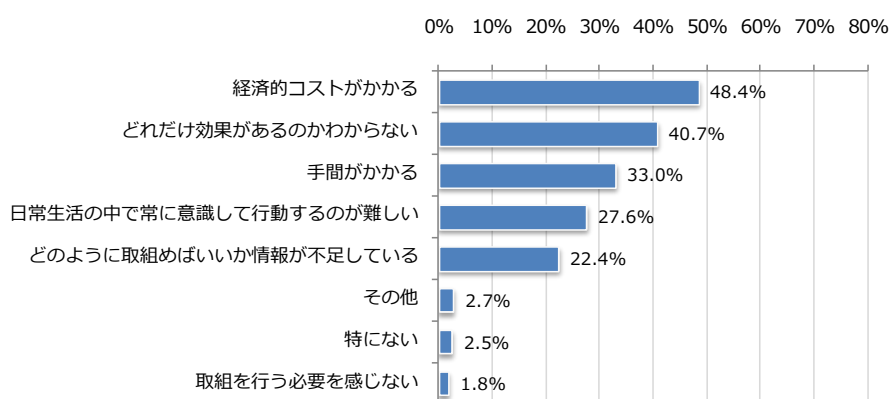


図 3-16 地球温暖化対策に取り組むに当って妨げになること

出典：岐阜県「地球温暖化に関するアンケート調査結果（県政モニターアンケート）」を基に作成

重点的に取り組んでいく必要がある分野としては、「太陽光発電や風力発電、小水力発電の導入などの「再生可能エネルギー分野」が42.8%と最も多く、次いで「事業者の省エネ化や省エネ製品製造者への支援など「産業分野」が38.2%、「家庭や地域での省エネなどの「家庭分野」が34.6%でした。

岐阜県に求める取組としては、「公共交通機関の整備や交通渋滞の緩和」が33.7%と最も多く、次いで「新エネルギー・省エネルギー設備導入への金銭的な助成」が31.9%、「森林の適正な維持管理」が30.3%でした。

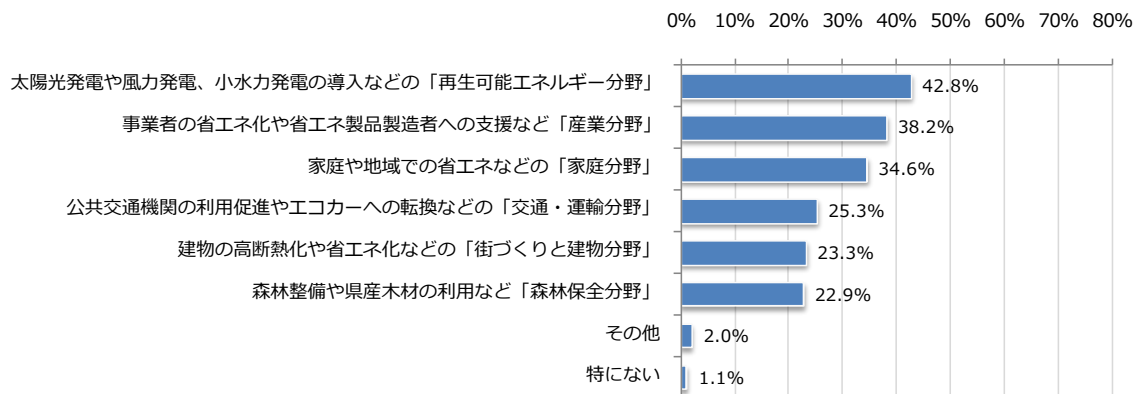


図 3-17 重点的に取り組んでいく必要のある分野

出典：岐阜県「地球温暖化に関するアンケート調査結果（県政モニターアンケート）」を基に作成

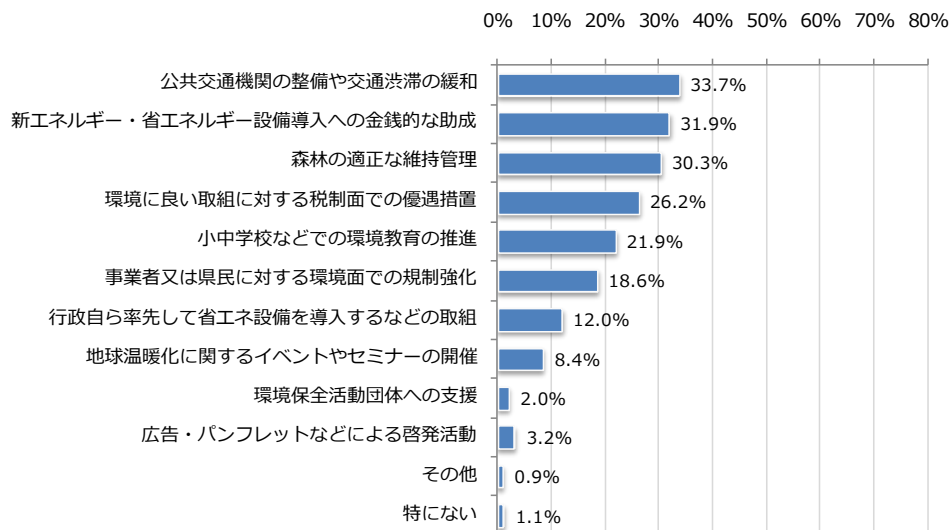


図 3-18 岐阜県に求める取組

出典：岐阜県「地球温暖化に関するアンケート調査結果（県政モニターアンケート）」を基に作成

3-4 県内の温室効果ガス排出量の推移

(1) 温室効果ガス排出量の推移

岐阜県の2012（平成24）年度の温室効果ガス排出量は1,594万t-CO₂であり、基準年度である1990（平成2）年度と比較して9.2%減少しています。また、2012（平成24）年度の森林の二酸化炭素吸収量は120.4万t-CO₂であり、これを踏まえると1990（平成2）年度比16.0%減少となります。

表 3-1 温室効果ガス排出量の推移

	1990 年度	2000 年度	2005 年度	2010 年度	2011 年度	2012 年度	増減率 (1990年度比)
二酸化炭素	1,562	1,551	1,615	1,536	1,555	1,496	-4.2%
その他の温室効果ガス	193	153	118	95	96	98	-49.3%
合計	1,755	1,704	1,733	1,631	1,650	1,594	-9.2%

※端数処理のため、合計と表示が合わない場合があります。

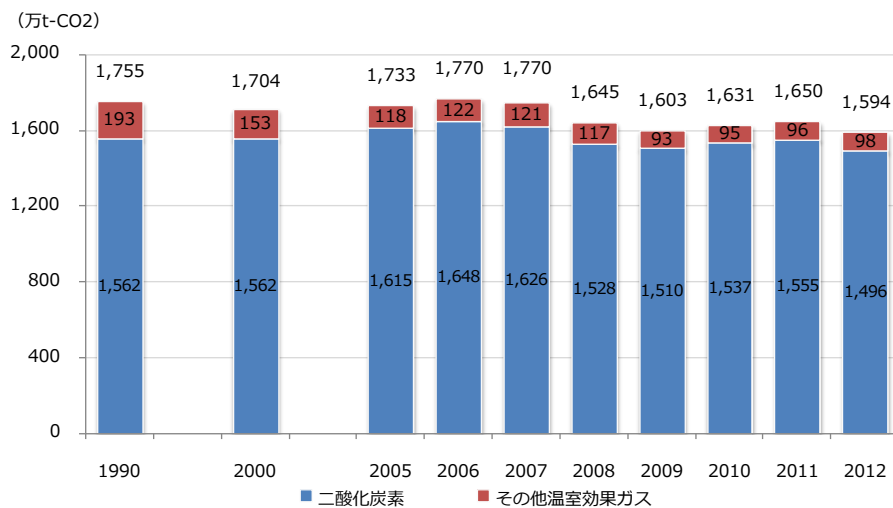


図 3-19 温室効果ガス排出量の推移

表 3-2 森林の二酸化炭素吸収量

	2008 年度	2009 年度	2010 年度	2011 年度	2012 年度
育成林	101.1	112.4	109.6	109.3	107.3
天然林	14.3	14.1	13.6	13.4	13.1
合計	115.4	126.5	123.1	122.7	120.4

※端数処理のため、合計と表示が合わない場合があります。

(2) 二酸化炭素の部門別排出量の推移

岐阜県の2012（平成24）年度の二酸化炭素排出量の部門別の内訳をみると、産業部門（工場等）が28.5%と最も高い割合を占めており、次いで運輸部門（自動車等）が22.8%、家庭部門が21.1%、業務部門（商業・サービス・事業所等）が16.4%、工業プロセス部門（石灰石消費量等）が6.8%、廃棄物部門（一般廃棄物・産業廃棄物の焼却）が4.5%となっています。

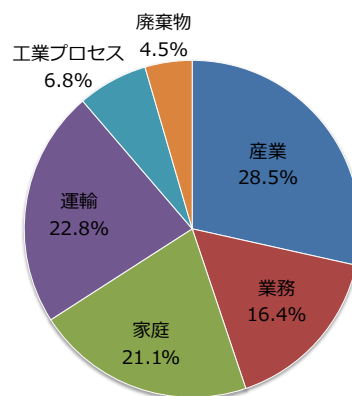


図3-20 二酸化炭素排出量の部門別内訳

二酸化炭素排出量の推移を部門別にみると、2012（平成24）年度は、1990（平成2）年度（基準年度）と比較して、業務部門、家庭部門で大きく増加しています。一方で、二酸化炭素排出量に占める割合の高い産業部門では大きな減少がみられ、運輸部門についても着実な減少がみられています。

表3-3 部門別二酸化炭素排出量の推移

	1990年度	2000年度	2005年度	2010年度	2011年度	2012年度	増減率 (1990年度比)
産業部門	611	538	493	478	476	426	-30.2%
業務部門	171	212	247	242	246	245	+43.1%
家庭部門	208	257	305	303	311	315	+51.3%
運輸部門	412	405	396	359	351	341	-17.1%
工業プロセス部門	125	104	128	110	102	101	-19.4%
廃棄物部門	34	35	46	44	68	68	+96.5%
合計	1,562	1,551	1,615	1,536	1,555	1,496	-4.2%

※端数処理のため、合計と表示が合わない場合があります。

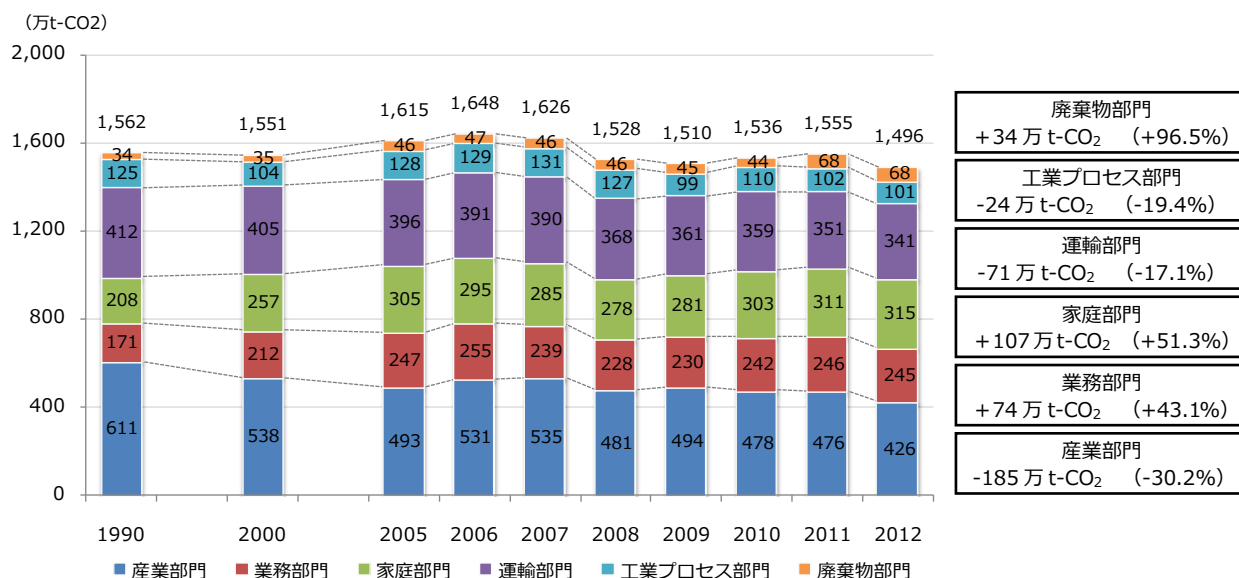


図3-21 部門別二酸化炭素排出量の推移

(3) 二酸化炭素の部門別排出量の増減要因

温室効果ガス排出量のうち 9 割以上を占める二酸化炭素排出量について、その部門別排出量の 1990（平成 2）年度比の増減量の要因分析を行いました。

① 要因分析の考え方

排出量の算定は、部門ごとに使用する変数は異なるものの、概ね以下のような数式から算定されます。

$$\text{排出量} = \text{活動量} \times \text{活動量あたりエネルギー消費量} \times \text{排出係数}$$

※活動量：延床面積（業務部門）、世帯数（家庭部門）、軽油消費量（運輸部門）など

増減要因の分析に当たっては、1990（平成 2）年度の排出量に対してある変数のみが 2012（平成 24）年度の数值になった場合の排出量の増減量を変数ごとに算出し、比較することで、どの要因が排出量の増減に最も寄与しているかの分析を行っています。例えば、上記の式で算定される排出量の排出係数が変化しないと仮定した場合の増減は、以下の式で表されます。

$$\begin{aligned} \text{排出量の増減} &= \text{①活動量あたりエネルギー消費量の変化による排出量増減} \\ &\quad + \text{②活動量の変化による排出量増減} + \text{③交絡項} \\ &= \text{①活動量} \times \text{活動量あたりエネルギー消費量の変化} \times \text{排出係数} \\ &\quad + \text{②活動量の変化} \times \text{活動量あたりエネルギー消費量} \times \text{排出係数} + \text{③交絡項} \end{aligned}$$

※交絡項：複数の要因による変化量であり、ここでは、活動量と活動量あたりのエネルギー消費量による変化量をいう。

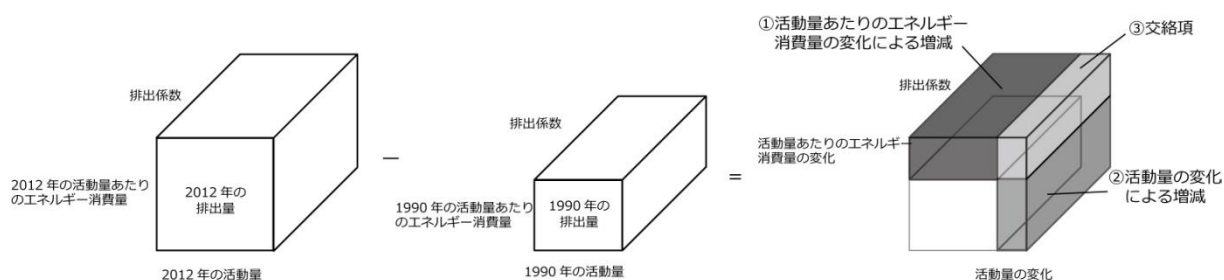


図 3-22 排出量の増減要因の分析イメージ

②要因分析の結果

【産業部門】

産業部門では、製造業のエネルギー消費量の減少による影響が最も大きくなっています。岐阜県の製造品出荷額は、リーマンショックや東日本大震災等の日本全体の経済への影響もあり、2009（平成21）年以降から大きく減少しており、こうした生産量の減少によってエネルギー消費量も減少し、産業部門全体の排出量の減少につながったと考えられます。

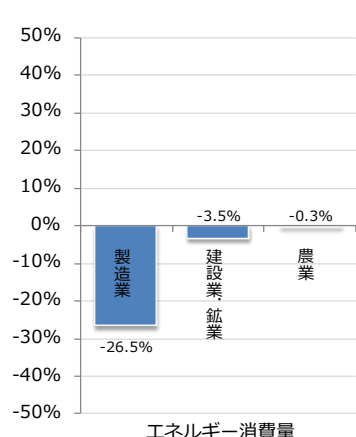


図 3-23 産業部門の増減要因分析結果

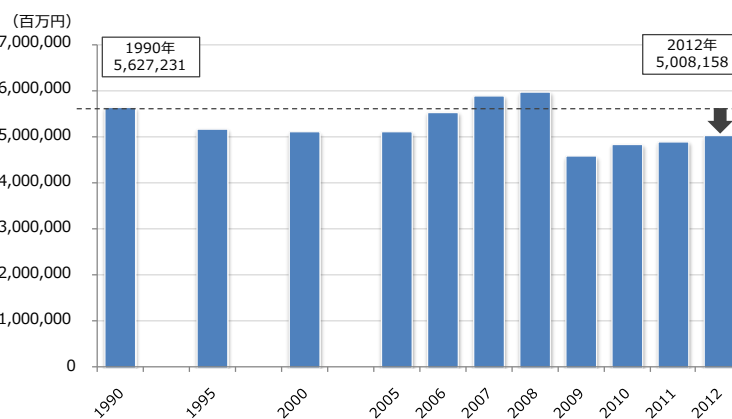


図 3-24 岐阜県の製造品出荷額の推移

出典：岐阜県「岐阜県統計書」

【業務部門】

業務部門の排出量の変化は、事務所・ビルやホテル・旅館の延床面積の変化が大きな影響を与えています。

また、消費エネルギー構成の変化をみると、石油が減少に、電力が増加に大きく影響しており、暖房等に使用するエネルギー源が石油から電力に変化していることが考えられます。

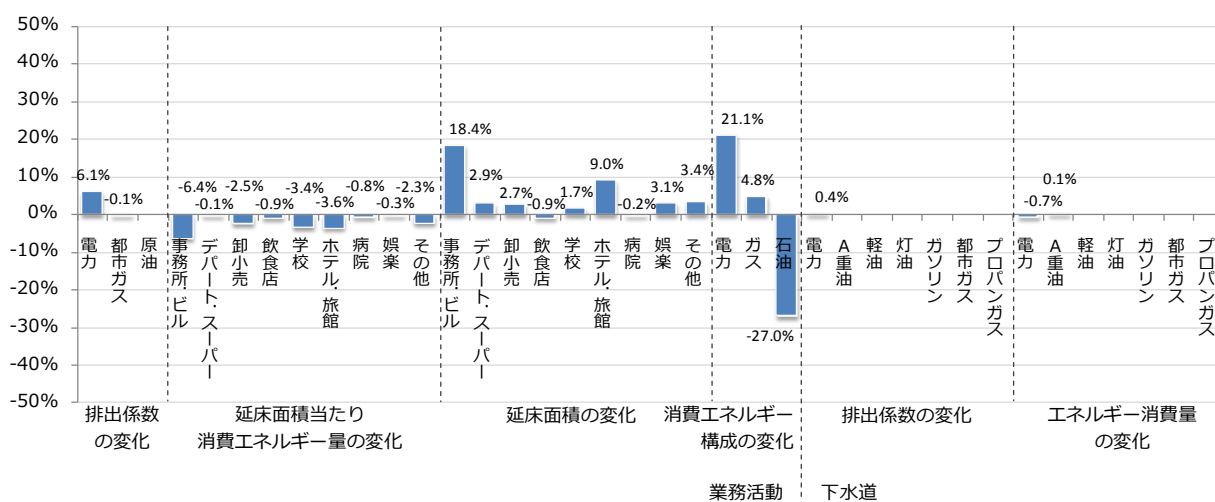


図 3-25 業務部門の増減要因分析結果

【家庭部門】

家庭部門では、電力のエネルギー消費量の増加による影響が最も大きくなっています。

県内における 2012（平成 24）年度の電力消費量は 1990（平成 2）年度の約 1.6 倍となっています。2000（平成 12）年には「省エネルギーラベリング制度」が導入されるなど、家電製品のエネルギー消費効率は年々改善されているものの、世帯数の増加や家電製品の普及率の増加、さらに、世帯あたりの家電製品保有数量の増加などにより、世帯あたりの電力消費量が増加したことが要因として考えられます。

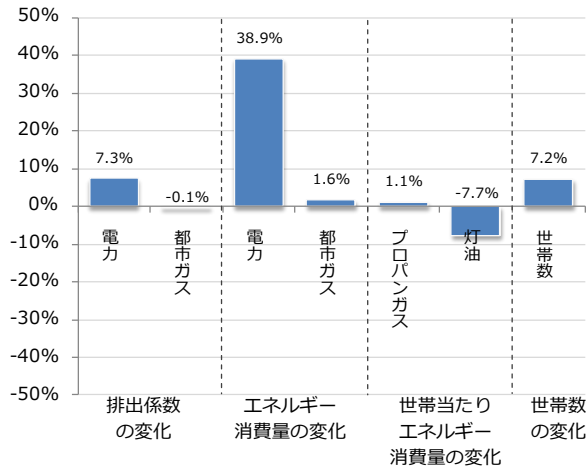


図 3-26 家庭部門の増減要因分析結果

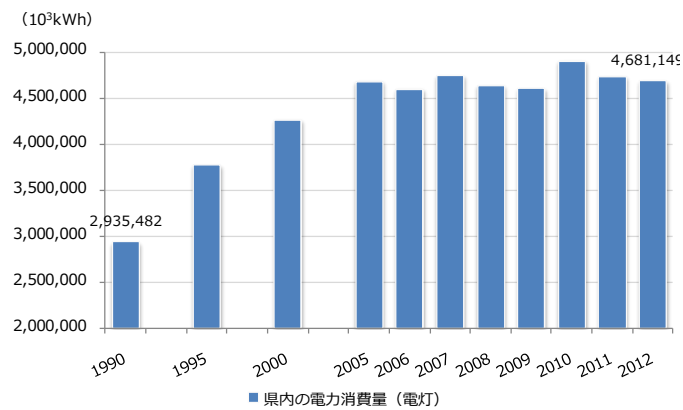


図 3-27 電力消費量（電灯）の推移

出典：岐阜県「岐阜県温室効果ガス排出量算定システム」

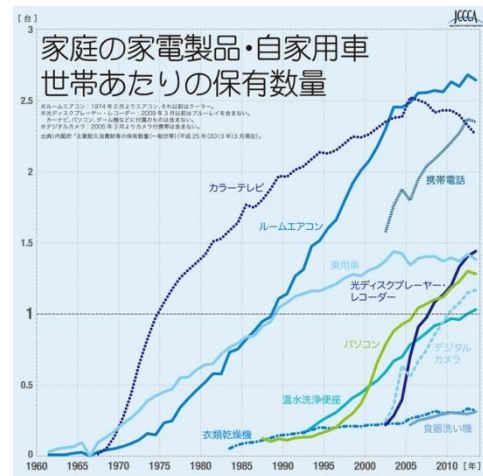


図 3-28 世帯当たりの家電製品等保有数量

出典：全国地球温暖化防止活動推進センター「すぐ使える図表集」

【運輸部門】

運輸部門のCO₂排出量は、鉄道よりも自動車の影響が大きく、特に、軽油消費量の減少が大きく影響しています。

車種別の軽油消費量をみると、貨物車両が全体の約9割を占めています。岐阜県の2012（平成24）年度の貨物車両数は1990（平成2）年度より約30%減少しており、貨物車両台数の減少が軽油消費量の減少につながっていると考えられます。

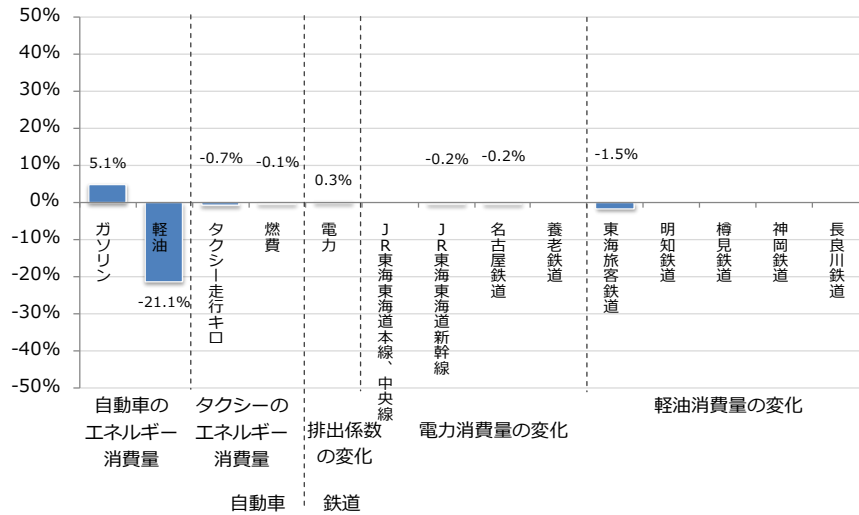


図 3-29 運輸部門の増減要因分析結果

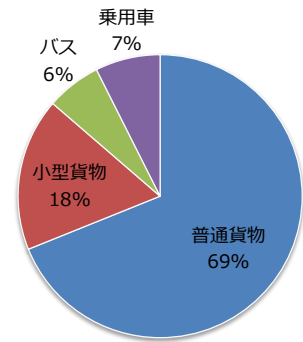


図 3-30 車種別軽油消費量
出典：国土交通省
「自動車燃料消費量統計年報」

【その他の部門】

工業プロセス部門では、石灰石及びドロマイトの使用量が減少したことで排出量も減少しています。

廃棄物部門については、産業廃棄物のうち、廃プラスチックの焼却量の増加が排出量の増加に大きく影響しています。

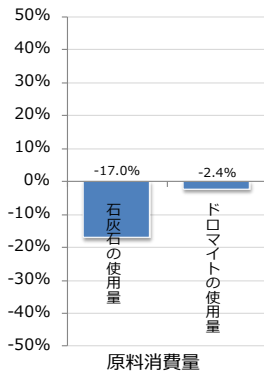


図 3-31 工業プロセス部門の増減要因分析結果

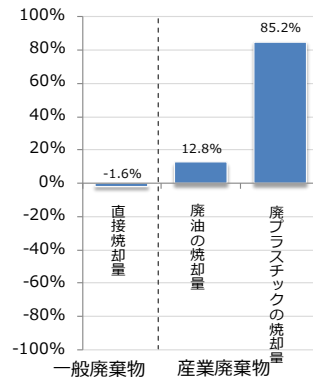


図 3-32 廃棄物部門の増減要因分析結果

第4章 当初計画に基づく施策の実施状況

4-1 当初計画の施策体系

当初計画は、新エネルギーの利用促進、ライフスタイルを変えるための動機付けとなる機会の提供などの5つの取組方針と、それらに基づく30の取組で構成されています。

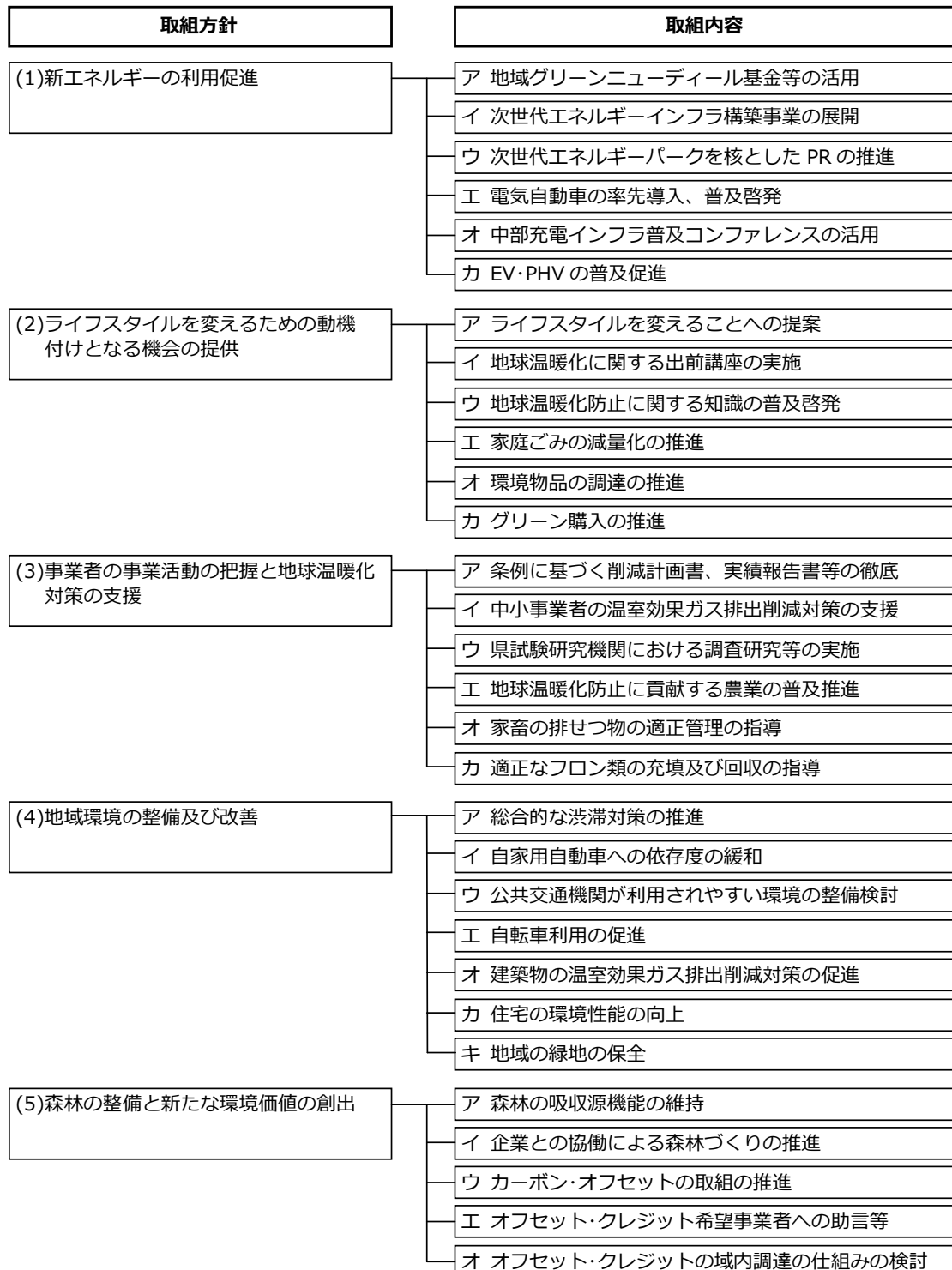


図 4-1 当初計画の施策体系

4-2 施策の実施状況

5つの取組方針に基づく30の取組について、これまでの実績及び課題については次のとおりです。

(1) 新エネルギーの利用促進

地域グリーンニューディール基金を活用し、県、市町村有施設への太陽光発電設備、高効率型照明の導入や民間事業所への電気自動車充電設備補助等を行い、年間約1,400t-CO₂の削減効果が創出されました。また、2013（平成25）年度からは、再生可能エネルギー等導入推進基金を活用し、地域の防災拠点となる公共施設へ再生可能エネルギー発電設備、蓄電池、高効率照明等の導入を支援しています。

さらに、新エネルギーの利用促進や省エネルギー化の推進に向けて、商業施設や家庭、都市地域や中山間地域をモデルとしたエネルギーの有効利用・高度利用に関する実証及びPRを推進してきました。

その他、県民の重要な交通手段である自動車に関しては、「岐阜県EV・PHVマスタープラン（2012（平成24）年3月）」や「次世代自動車のススメ（2013（平成25）年4月）」の策定、公用車へのEVの率先導入及び環境イベント等における展示、EV・PHVの導入によるCO₂削減効果の公表等により、EV・PHVの普及促進に取組まれました。

(2) ライフスタイルを変えるための動機付けとなる機会の提供

身近に実践することができる地球温暖化防止に関する10の取組を宣言する「ぎふエコ宣言」は、2014（平成26）年11月現在で210,786人が登録・参加しています。

また、県地球温暖化防止活動推進センターや民間事業者との協働による小中学生を対象とした出前講座の開催、大型商業施設におけるEV展示や省エネ機器体験、省エネクッキング教室の開催等を通じて、県民一人ひとりに「ライフスタイルを変える」ことを提案する取組を実施しています。



図4-2 ぎふエコ宣言

(3) 事業者の事業活動の把握と地球温暖化対策の支援

条例に基づき、一定規模以上の事業者を対象として「温室効果ガス排出削減計画書・実績報告書」の提出を義務付けており、提出された計画書等の公表や温室効果ガス排出量の把握を行っています。

岐阜県の試験研究機関である産業技術センター、セラミックス研究所、農業技術センター及び森林研究所において、バイオ燃料の効率的生産技術や季節対応型節電タイルの開発等、地球温暖化対策に関する調査研究等を進めています。

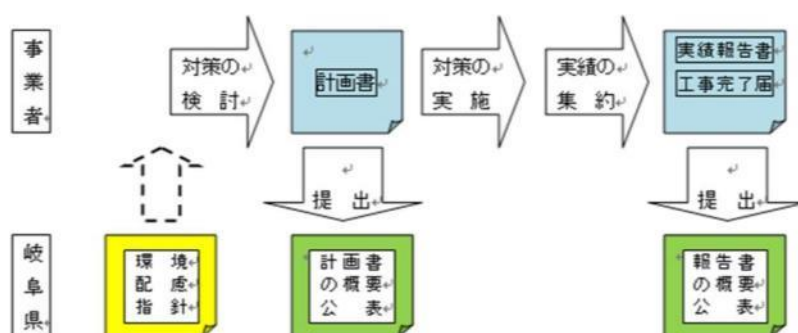


図 4-3 岐阜県地球温暖化防止条例に基づく配慮計画等の提出の仕組み

(4) 地域環境の整備及び改善

自家用自動車への依存度の緩和による運輸部門における温室効果ガス排出量の削減に向けて、地方鉄道施設の維持更新経費やバス事業者が行う路線バスと、市町村が行うコミュニティバスの運行費に対する補助により、県内の公共交通網の確保維持を図っています。

また、条例に基づき一定規模以上の建築物の新築・増築に際しての建築物環境配慮計画書の提出徹底や、一定の省エネルギー性能を有する住宅を取得する際の住宅ローンの利子の一部補助等により、建築物の環境性能の向上、温室効果ガス排出削減対策を推進しています。

(5) 森林の整備と新たな環境価値の創出

森林の吸収源機能の維持のため、2011（平成23）年度から2014（平成26）年度までに39,807haで間伐を実施しています。

また、県民協働による森林づくりの一環として、2007（平成19）年度から「企業との協働による森林づくり」を推進しており、企業や団体と締結する19の森林づくり協定に基づき、様々な森林づくり活動を実施しています。

県内では、カーボン・オフセットに関する8プロジェクトが環境省から認証を受けており、J-VER（オフセット・クレジット）の発行をしています。また、「岐阜県カーボン・オフセットガイドライン（2011（平成23）年7月）」の策定、カーボン・オフセットイベントの実施、J-VERの企業等における活用の推進等に取り組んでいます。

表4-1 企業の森 取組企業・団体一覧（平成27年11月現在）

No.	企業・団体名	活動場所	No.	企業・団体名	活動場所
1	トヨタ紡織株式会社	中津川市加子母	2	ブラザー工業株式会社	郡上市白鳥町
3	財団法人田口福寿会	大垣市上石津町	4	日本たばこ産業株式会社	中津川市蛭川
5	カンチグループ及び カンチグループ協力会	岐阜市安食	6	イビデン株式会社	揖斐郡揖斐川町
7	太平洋グループ	大垣市上石津町	8	株式会社岐阜造園	可児郡御嵩町
9	アサヒビール株式会社	可児郡御嵩町	10	株式会社NTTドコモ東海支社	土岐市肥田町
11	生活協同組合コープぎふ	関市迫間	12	岐阜車体工業株式会社	加茂郡白川町
13	飛騨産業株式会社	高山市荘川町	14	株式会社平和堂	揖斐郡池田町
15	サントリーホールディングス 株式会社	加茂郡東白川村	16	株式会社プリチストン	関市富之保
17	コカ・コーライーストジャパン 株式会社	恵那市中野方	18	株式会社大垣共立銀行	揖斐郡揖斐川町
19	楽天株式会社	美濃加茂市山之上			

表4-2 清流の国ぎふ J-VER プロジェクト集

プロジェクト名	削減/ 吸収	クレジット 認証量 (t-CO ₂)	実施者
岐阜県下呂地域・美輝の里 木質バイオマス燃料を用いた温室効果ガス削減事業～清流の郷 森林エネルギー循環プロジェクト～	削減	402	馬瀬総合観光株式会社
岐阜県中津川市苗木財産区による間伐促進型森林吸収プロジェクト～苗木っこを育む森林づくり～	吸収	440	岐阜県森林組合連合会
岐阜県東白川村森林組合の「FSC認証林」間伐プロジェクト～つちのこ村で、環境にやさしい森林づくり～	吸収	2,571	東白川村森林組合
岐阜県森林公社分収造林地間伐促進プロジェクト～ぎふ清流の国づくりプロジェクト～	吸収	21,998	公益社団法人 岐阜県森林公社
岐阜県中津川市 加子母森林組合による間伐事業を用いた温室効果ガス吸収プロジェクト～「美林萬世之不滅」の循環型山づくり～	吸収	29,819	加子母森林組合
岐阜県営水道における小水力発電を用いた温室効果ガス排出削減事業	削減	176	岐阜県都市建築部 水道企業課
木曽三川水源造成公社 間伐促進プロジェクト～水源の森づくりプロジェクト～	吸収	13,497	公益社団法人 木曽三川水源造成公社
白川町町有林間伐促進プロジェクト～東濃ひのきと白川茶の里 豊かな森づくりプロジェクト～	吸収	838	白川町役場 農林商工課

4-3 温室効果ガス排出量の削減目標の達成状況

当初計画で設定されている中期目標に対して、見直し時点（2012（平成 24）年度）での達成状況を確認するとともに、2012（平成 24）年度を基準年とした現状すう勢（BAU）ケースによる 2020（平成 32）年度の温室効果ガス排出量を推計し、中期目標の達成見込みを検証しました。

（1）見直し時点における中期目標の達成状況

①当初計画における中期目標

当初計画における温室効果ガス排出量の削減目標は、条例に基づき、長期目標、中期目標を以下のとおり設定しています。

【中期目標】

岐阜県内の温室効果ガスの総排出量を、

2020（平成 32）年度までに、1990（平成 2）年度比 20%削減

【長期目標】

岐阜県内の温室効果ガスの総排出量を、

2050（平成 62）年度までに、1990（平成 2）年度比 80%削減

中期目標については、2007（平成 19）年度を基準とした BAU ケースの温室効果ガス排出量と、各施策による温室効果ガスの排出削減量・森林吸収量を積み上げ、設定されています。

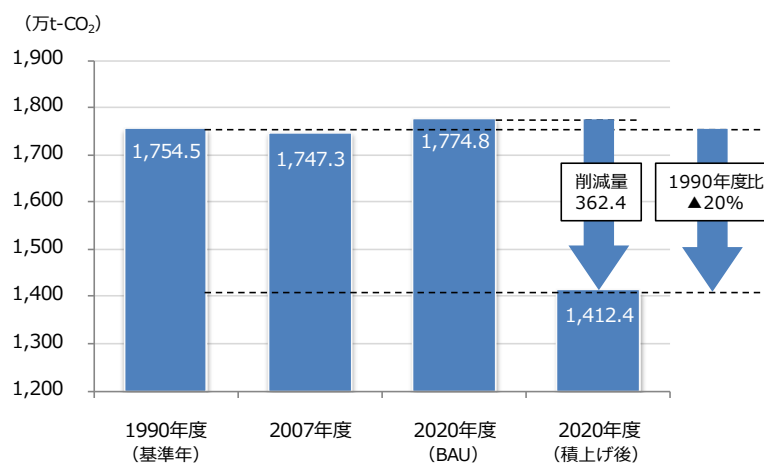


図 4-4 当初計画における中期目標の設定根拠

表 4-3 当初計画における部門別二酸化炭素排出削減量・吸収量見込みとその内訳

区分	部門	数量 (万 t-CO ₂)		内訳
		部門計	項目別	
削減分	産業	55.0	55.0	・省エネ法関連告示（努力義務）による削減
	業務	26.3	26.3	・省エネ法関連告示（努力義務）による削減
	家庭	41.8	23.4	・新エネルギーの導入
			1.0	・戸建住宅の省エネ基準適合
			3.0	・LED 照明の導入
			10.4	・トップランナー基準適合機器（家電）の導入
	運輸	106.7	4.0	・高効率給湯機の導入
			30.8	・乗用車における次世代自動車の導入
			29.7	・乗用車におけるトップランナー基準適合車の導入
5.9			・商用車におけるトップランナー基準適合車の導入	
工業プロセス	0.0	17.8	・公共交通機関への転換	
		16.1	・一般ドライバーのエコドライブ実施	
廃棄物	1.5	1.5	・渋滞の解消	
二酸化炭素以外の温室効果ガス	5.8	5.8	－	
吸収分	森林吸収減対策	125.3	125.3	・森林吸収量を推計
合計		362.4		

②見直し時点における中期目標の達成状況

2012（平成 24）年度の排出量は、産業部門及び工業プロセス部門の二酸化炭素排出量、その他の温室効果ガス排出量について、当初計画の 2020（平成 32）年度排出見込量（積上げ後）を下回っています。

運輸部門については、見込量までは至っていないものの、2007（平成 19）年度及び 2020（平成 32）年度 BAU 推計値から着実な削減が図られています。一方で、業務部門及び家庭部門については、基準年度と比較して大幅に増加しているため、さらなる削減に向けた対策の強化が必要です。

表 4-4 見直し時点における中期目標の達成状況の検証

		1990 年度 (基準年)	2020 年度 (BAU)	2020 年度 (積上げ後)	2012 年度 排出量	差分及び達成状況	
二酸化 炭素	産業部門	610.9	545.5	490.5	426.2	▲64.3	達成
	業務部門	171.0	257.7	231.4	244.7	13.3	未達成
	家庭部門	208.3	283.2	241.4	315.1	73.7	未達成
	運輸部門	411.7	402.6	295.9	341.4	45.5	未達成
	工業プロセス部門	125.4	120.5	120.5	101.1	▲19.4	達成
	廃棄物部門	34.4	44.1	42.6	67.6	25.0	未達成
その他の温室効果ガス		192.8	121.2	115.4	97.8	▲17.6	達成
森林吸収量		－	－	▲125.3	▲120.5	－	－
合計		1754.5	1,774.8	1,412.4	1,473.4	61.0	未達成

(2) 現状すう勢 (BAU) ケースによる中期目標の達成見込み

①BAU ケースの将来推計

当初計画における将来推計方法と同様に、見直し時点に排出量を把握している最新年度の 2012 (平成 24) 年度を基準年として、基準年の温室効果ガス排出量、推計に使用する変数のトレンドや他の報告書等の将来予測値などから、2020 (平成 32) 年度における温室効果ガス排出量を推計しました。

なお、電力の排出係数について、今後の原子力発電所稼働率等の状況が不明であることから、2012 (平成 24) 年度排出係数と 2010 (平成 22) 年度排出係数の 2 ケースの数値を用いた推計を行いました。

表 4-5 将来推計に当たっての排出量・変数の設定の考え方

部門・指標	設定の考え方
電力の排出係数	・東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故に伴う国内の原子力発電所稼働停止を受けて、稼働停止後の電源構成における 2012 年度排出係数、稼働停止前の電源構成における 2010 年度排出係数の 2 ケースの数値を設定
人口・世帯数	・人口は、岐阜県政策研究会人口動向研究部会による将来推計の 2020 年度の値 ・世帯数は 2012 年の世帯あたり人員数を求め、それで 2020 年度人口を除した値
産業部門	・鉱工業生産の活動量は、中長期ロードマップを受けた温室効果ガス排出量の試算 (国立環境研究所 AIM プロジェクトチーム) のマクロフレーム[固定ケース]を基本に、素材生産量及び鉱工業生産指数の 2020 年度見込みの変化率 (= 伸び率) を求め、これを関連する産業の 2012 年度活動量 (エネルギー消費量) に乗じる ・鉱業・建設業、農業の排出量は 2012 年度で一定とする
業務部門	・活動量はマクロフレームの業務用床面積から伸び率を求め、これを 2012 年度床面積に乗じる
家庭部門	・世帯数は 2020 年推計値、世帯あたりエネルギー消費量原単位は 2012 年度から変わらないとする
運輸部門	・自動車 (ガソリン) からの排出量は、2012 年度の世帯あたりのガソリン販売量を求め、それに将来世帯数を乗じて将来のガソリン消費量を推計し、排出係数に乗じる ・その他の軽油自動車、タクシー (プロパン)、鉄道については、マクロフレームの旅客輸送量、貨物輸送量の伸び率をエネルギー消費量に乘じ、それに算出する
工業プロセス部門	・活動量はマクロフレームのセメントの素材生産量から伸び率を求め、これを 2012 年度二酸化炭素排出量に乗じる
廃棄物部門	・活動量はマクロフレームの廃棄物の発生量から伸び率を求め、これを 2012 年度・2010 年度二酸化炭素排出量に乗じる
その他ガス (CH ₄ 、N ₂ O、HFC _s 、PFC _s 、SF ₆ 、NF ₃)	・2012 年度の排出量で一定とする

※マクロフレーム：「日本温室効果ガス排出量 2020 年 25%削減目標にむけた AIM モデルによる分析結果 (中間報告)」(国立環境研究所 AIM プロジェクトチーム、平成 21 年 11 月 19 日) で示されたマクロフレームを基本としました。

マクロフレームには、産業 (素材生産量、鉱工業生産指数)、家庭 (世帯数)、業務 (床面積)、運輸 (輸送量)、廃棄物 (発生量) 等について、行政機関・研究機関の 2020 (平成 32) 年の見通しが示されています。

将来推計の結果、2020（平成 32）年度における無対策時の温室効果ガス排出量（CO₂換算）は、2012（平成 24）年排出係数で1,620 万 t-CO₂、2010（平成 22）年排出係数で1,563 万 t-CO₂と推計されました。

また、温室効果ガスのうち二酸化炭素の総排出量は、2012（平成 24）年排出係数で1,522 万 t-CO₂、2010（平成 22）年排出係数で1,465 万 t-CO₂と推計され、部門別では、産業部門、運輸部門及び工業プロセス部門は1990（平成 2）年度比で減少しますが、業務部門と家庭部門は増加すると予測されました。

表 4-6 温室効果ガス排出量の将来推計結果

	1990 年度	2000 年度	2005 年度	2012 年度	2020 年度			
					2012 年度 排出係数	1990 年度比	2010 年度 排出係数	1990 年度比
温室効果ガス	1,755	1,704	1,733	1,594	1,620	▲7.6%	1,563	▲10.9%

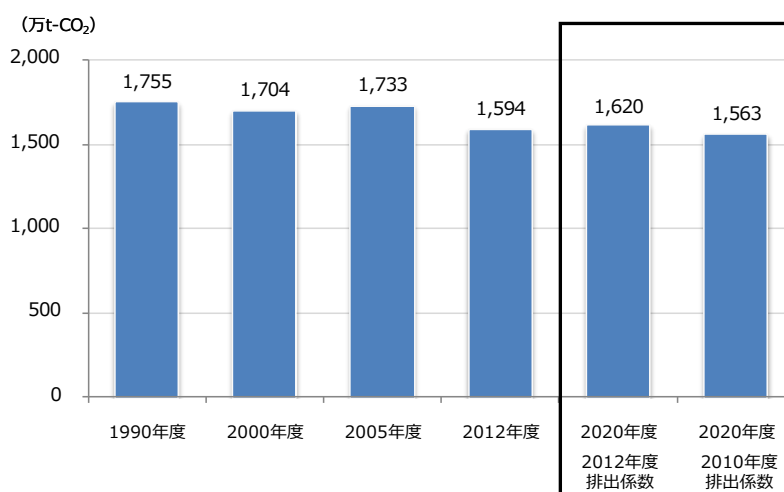


図 4-5 温室効果ガス排出量の将来推計結果

表 4-7 部門別二酸化炭素排出量の将来推計結果

	1990 年度	2000 年度	2005 年度	2012 年度	2020 年度			
					2012 年度 排出係数	1990 年度比	2010 年度 排出係数	1990 年度比
産業部門	611	538	493	426	445	▲27.2%	426	▲30.3%
業務部門	171	212	247	245	256	49.5%	239	39.6%
家庭部門	208	257	305	315	312	49.7%	292	40.0%
運輸部門	412	405	396	341	339	▲17.7%	338	▲17.9%
工業プロセス部門	125	104	128	101	102	▲18.5%	102	▲18.5%
廃棄物部門	34	35	46	68	69	99.1%	69	99.1%
合計	1,562	1,551	1,615	1,496	1,522	▲2.6%	1,465	▲6.2%

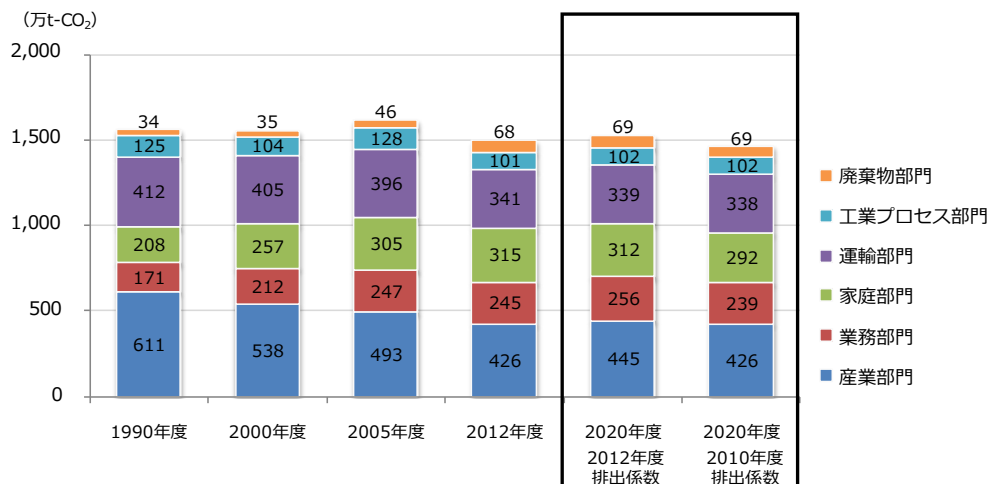


図 4-6 部門別二酸化炭素排出量の将来推計結果

②削減・吸収見込量の見直し

温室効果ガス排出量の削減・吸収見込量について、2012（平成 24）年度を基準年として見直しを行いました。その算定に当たっては、「次世代エネルギービジョン」（2016（平成 28）年 3 月改定（予定））との整合や、当初計画策定以降の取組による削減効果を踏まえて行っています。

表 4-8 部門別二酸化炭素排出削減量・吸収量見込みとその内訳

区分	部門	数量 (万 t-CO ₂)		内訳
		部門計	項目別	
削減分	産業	18.5 (17.3)	18.5 (17.3)	・省エネ法関連告示（努力義務）による削減
	業務	21.9 (20.6)	3.4 (3.2)	・新築建築物における省エネ基準の適合推進及び省エネ化（改修）
			2.1 (2.0)	・BEMS の導入等によるエネルギー管理の徹底
			2.5 (2.5)	・高効率機器への更新
			13.6 (12.9)	・LED 照明の普及
	家庭	20.0 (19.3)	11.0 (10.7)	・空調用対策として、新築住宅における省エネ基準適合の推進及び既築住宅の断熱回収の推進
			0.6 (0.6)	・給湯用対策として高効率給湯機の導入
			7.9 (7.5)	・その他用対策としてトップランナー制度等による機器の省エネ性能向上
	運輸	26.9	0.5 (0.5)	・家庭からの温室効果ガス排出削減促進事業
16.6 (16.6)			・ガソリンによる削減分	
工業プロセス	0.0	8.3 (8.3)	・軽油による削減分	
		2.0 (2.0)	・EV・PHV の導入による削減見込み	
廃棄物	0.0	0.0	－	
二酸化炭素以外の温室効果ガス	6.1	6.1	・フロン排出抑制法の適切な施行による排出量管理の徹底	
吸収分	森林吸収減対策	125.3	125.3	・森林経営による吸収（直近 5 年間の平均）
	合計	218.7 (215.5)		

※上段：2012 年度排出係数、下段（ ）：2010 年度排出係数

③BAU ケースによる中期目標の達成見込みの検証

BAU ケースによる 2020（平成 32）年度の無対策時温室効果ガス排出量の推計結果と、温室効果ガス排出量の削減・吸収見込量に基づき、中期目標の達成見込みの検証を行った結果、2012（平成 24）年度排出係数で 1,401 万 t-CO₂、2010（平成 22）年度排出係数で 1,348 万 t-CO₂、1990（平成 2）年度比ではそれぞれ 20.2%減及び 23.2%減となり、いずれも中期目標を達成する見込みです。

ただし、温室効果ガス排出量の削減・吸収見込量については、当初計画に基づく施策の継続的な推進とともに、計画策定後に追加実施している取組を新たな施策として位置づけ、計画的かつ戦略的に推進していくことが必要となります。

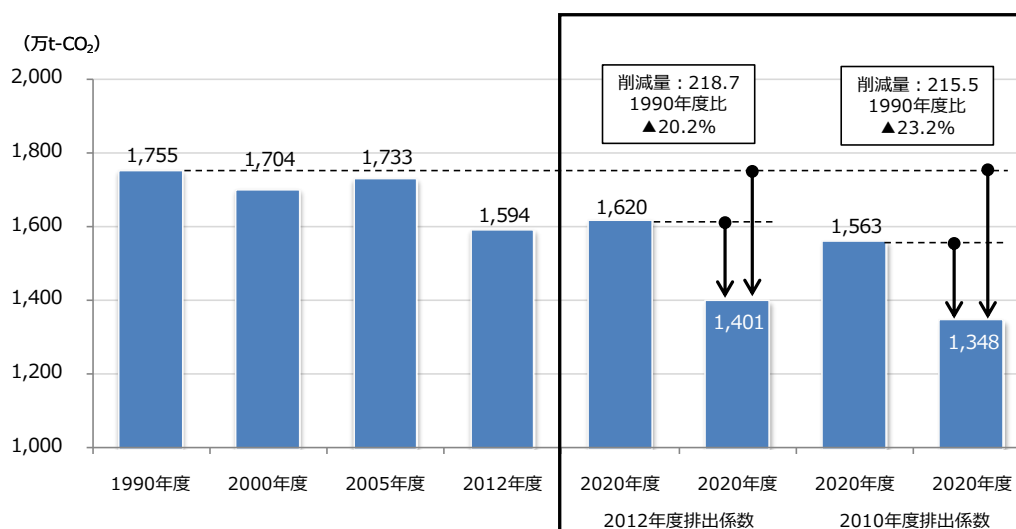


図 4-7 BAU ケースによる中期目標の達成見込み

4-4 当初計画の見直しに当たって

当初計画に基づく施策の実施状況や温室効果ガス排出量の削減目標の達成状況・見込みを踏まえ、当初計画施策の見直しに当たっての視点は以下のとおりとします。

視点① 中期目標の達成に向けて、当初計画の取組（緩和策）を継続して推進する

中期目標の達成見込みの検証を行った結果、2012（平成 24）年度及び 2010（平成 22）年度排出係数のいずれも 1990（平成 2）年度比 20%減を達成する見込みとなっており、中期目標の達成に向けて、当初計画の取組を継続して推進していくことが重要です。

視点② 家庭部門における取組を強化する

見直し時点における、当初計画策定時の温室効果ガスの削減・吸収見込量に対する温室効果ガス排出量をみると、産業部門、工業プロセス部門及びその他温室効果ガスでは見込量を上回る排出削減が図られているものの、業務部門、家庭部門、運輸部門及び廃棄物部門については下回っています。特に、家庭部門については大きく増加に転じ、無対策時の排出見込量を上回る排出量となっています。

中期目標の達成に向けては、当初計画の取組を継続して推進するだけでなく、家庭部門についてはさらなる対策の強化を図っていく必要があります。特に、地球温暖化に対する県民の関心は高く、身近に取組むことのできる省エネルギー行動への意識も高いことから、こうした県民の意識・意向を踏まえた施策を実施することも重要です。

視点③ 地球温暖化の適応の方向性を示す

IPCC 第 5 次評価報告書では、温室効果ガスの排出削減と吸収対策を行う「緩和」とともに、既に起こりつつある気候変動影響への防止・軽減のための備えと、新しい気候条件の利用を行う「適応」に取り組むことが必要であり、緩和と適応は、気候変動のリスクを低減し、管理するための相互補完的な戦略であるとしています。

計画の見直しに当たっては、国の適応計画を踏まえ、岐阜県における適応の方向性を示す必要があります。

第5章 温室効果ガス排出量の削減目標

5-1 対象とする温室効果ガス

本計画で対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第2条第3項に規定されている温室効果ガスと同様に、下表のとおりとします。

表 5-1 対象とする温室効果ガス

温室効果ガス	地球温暖化係数	性質	用途・排出源
CO ₂ 二酸化炭素	1	代表的な温室効果ガス。	化石燃料の燃焼など
CH ₄ メタン	25	天然ガスの成分で、常温で気体。よく燃える。	稲作、家畜の腸内発酵、廃棄物の埋め立てなど。
N ₂ O 一酸化二窒素	298	数ある窒素酸化物の中で最も安定した物質。他の窒素酸化物等のような害はない。	燃料の燃焼、工業プロセスなど。
HFC _s ハイドロフルオロカーボン	1,430	塩素がなく、オゾン層を破壊しないフロン。強力な温室効果ガス。	スプレー、エアコンや冷蔵庫などの冷媒、建物の断熱材など。
PFC _s パーフルオロカーボン	7,390	炭素とフッ素だけからなるフロン。強力な温室効果ガス。	半導体の製造プロセスなど。
SF ₆ 六フッ化硫黄	22,800	硫黄とフッ素だけからなるフロンの仲間。強力な温室効果ガス。	電気の絶縁体など。
NF ₃ 三フッ化窒素	17,200	窒素とフッ素だけからなるフロンの仲間。強力な温室効果ガス。	半導体の製造プロセスなど。

※地球温暖化係数：各温室効果ガスの地球温暖化をもたらす効果の程度を、二酸化炭素の当該効果を1とした場合の比で表したものの、IPCC第4次評価報告書の地球温暖化係数。

5-2 温室効果ガス排出量の削減目標の設定

(1) 中期目標及び長期目標の設定

温室効果ガス排出量の削減目標について、2020（平成 32）年度を目標年度とした中期目標は見直し時点では達成できていないことから、引き続き目標として設定することとします。また、2050（平成 62）年度を目標年度とした長期目標についても、引き続き設定することとします。

【中期目標】

岐阜県内の温室効果ガスの総排出量を、

2020（平成 32）年度までに、1990（平成 2）年度比 20%削減

【長期目標】

岐阜県内の温室効果ガスの総排出量を、

2050（平成 62）年度までに、1990（平成 2）年度比 80%削減

(2) 国の削減目標を踏まえた岐阜県の見直し

国では、2015（平成 27）年 11 月に開催された COP21 において、国内の排出削減・吸収量の確保により、2030（平成 42）年度に 2013（平成 25）年度比▲26.0%（2005（平成 17）年度比▲25.4%）の水準にする約束草案を提出しています。

岐阜県においても、2020（平成 32）年度を目標年度とする中期目標の先に、国が示す 2030（平成 42）年度の削減目標を見据えながら取組むことが重要です。

岐阜県における現時点での温室効果ガス排出量の最新確定値は 2012（平成 24）年度となっており、国の目標値を 2012（平成 24）年度比で換算すると削減率は 25%となります。そこで、岐阜県においても、2030（平成 42）年度の温室効果ガス排出量を 2012（平成 24）年度比▲25%（1990（平成 2）年度比▲32%）とすることを見据えて、計画を推進していく必要があります。

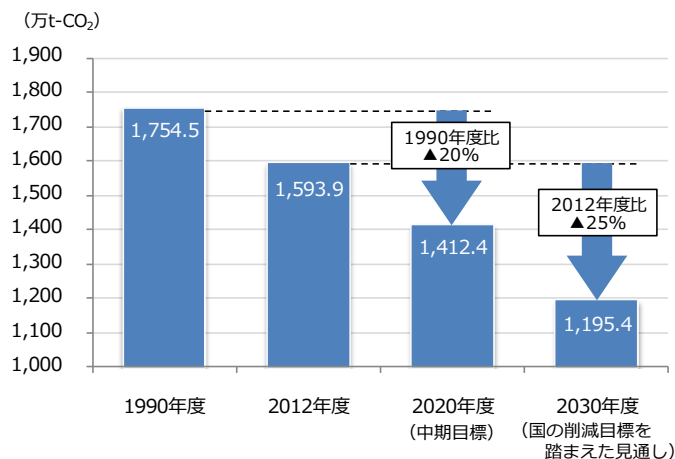


図 5-1 温室効果ガス排出量の削減目標

第6章 温室効果ガス排出削減等に関する取組

6-1 取組方針（施策体系）

温室効果ガス排出量の削減目標及び当初計画に基づく施策の実施状況を踏まえ、本計画における温室効果ガス排出削減等に関する取組の取組方針を示します。

取組方針（1）次世代エネルギーの利用促進

施策 1-1	基金等を活用した次世代エネルギーの導入促進	【継続】
施策 1-2	次世代エネルギー産業創出コンソーシアムによる支援	【見直し・拡充】
施策 1-3	次世代エネルギーパークを核としたPRの推進	【継続】
施策 1-4	電気自動車・燃料電池車の率先導入、普及啓発	【見直し・拡充】
施策 1-5	EV・PHVの普及促進	【見直し・拡充】
施策 1-6	燃料電池車の普及促進	【新規】
施策 1-7	小水力発電の整備推進	【新規】

取組方針（2）ライフスタイルを変えるための動機付けとなる機会の提供

施策 2-1	ライフスタイルを変えることへの動機付けとなる機会の提供	【見直し・拡充】
施策 2-2	地球温暖化に関する出前講座の実施	【継続】
施策 2-3	地球温暖化防止に関する知識の普及啓発	【継続】
施策 2-4	家庭ごみの減量化の推進	【継続】
施策 2-5	環境物品の調達推進	【継続】
施策 2-6	グリーン購入の推進	【継続】
施策 2-7	ゼロエネルギーハウスの普及促進	【新規】

取組方針（3）事業者の事業活動の把握と地球温暖化対策の支援

施策 3-1	条例に基づく削減計画書、実績報告書等の徹底	【見直し・拡充】
施策 3-2	中小企業の温室効果ガス排出削減対策の支援	【継続】
施策 3-3	県試験研究機関における調査研究等の実施	【継続】
施策 3-4	地球温暖化防止に貢献する農業の普及促進	【継続】
施策 3-5	家畜の排せつ物の適正管理の指導	【継続】
施策 3-6	フロン排出抑制法の適切な施行	【見直し・拡充】

取組方針（４）地域環境の整備及び改善

- | | | |
|--------|-----------------------|----------|
| 施策 4-1 | 総合的な渋滞対策の推進 | 【見直し・拡充】 |
| 施策 4-2 | 自家用自動車への依存度の緩和 | 【継続】 |
| 施策 4-3 | 公共交通機関が利用されやすい環境の整備検討 | 【継続】 |
| 施策 4-4 | 自転車利用の促進 | 【継続】 |
| 施策 4-5 | 建築物の温室効果ガス排出削減対策の促進 | 【継続】 |
| 施策 4-6 | 住宅の環境性能の向上 | 【継続】 |
| 施策 4-7 | 地域の緑地の整備 | 【継続】 |

取組方針（５）森林の整備と新たな環境価値の創出

- | | | |
|--------|-------------------------|----------|
| 施策 5-1 | 森林の吸収源機能の維持 | 【継続】 |
| 施策 5-2 | 企業との協働による森林づくりの推進 | 【継続】 |
| 施策 5-3 | カーボン・オフセットの取組の推進 | 【継続】 |
| 施策 5-4 | オフセット・クレジット希望事業者への助言等 | 【見直し・拡充】 |
| 施策 5-5 | オフセット・クレジットの域内調達の仕組みの構築 | 【継続】 |

6-2 取組方針に基づく緩和策

(1) 次世代エネルギーの利用促進

①現状と課題

次世代エネルギーは、エネルギー源の多様化や地球温暖化対策に資するほか、小規模な発電施設の設置も可能であり、地域経済の活性化への貢献も期待できる貴重なエネルギーです。しかし、安定供給、初期投資における高コスト等多くの課題があり、現在のところエネルギー供給に占める割合は低い水準にとどまっています。

これまでに、地域グリーンニューディール基金や再生可能エネルギー等導入推進基金を活用し、公共施設への次世代エネルギー関連設備の導入を進めるとともに、その他の補助制度等の運用により家庭や事業所への次世代エネルギー関連設備の導入を推進してきました。また、次世代エネルギーの利用促進や省エネルギー化の推進に向けて、商業施設や家庭、都市地域や中山間地域をモデルとしたエネルギーの有効利用・高度利用に関する実証及びPRを推進してきました。

今後とも次世代エネルギーの利用を促進していく必要があります。

②今後の取組

施策 1-1 基金等を活用した次世代エネルギーの導入促進

再生可能エネルギー等導入推進基金等を活用し、県有施設等に次世代エネルギー関連設備を率先導入します。

施策 1-2 次世代エネルギー産業創出コンソーシアムによる支援

産学官が参画する岐阜県次世代エネルギー産業創出コンソーシアムによる再生可能エネルギーの高度利用と省エネに関する調査研究、技術開発、システム導入、ビジネスモデルの確立等の取組を支援します。

特に、天候等に左右されやすい再生可能エネルギーの効率的な利用、導入コストの軽減等を重点的に支援します。

施策 1-3 次世代エネルギーパークを核としたPRの推進

次世代エネルギーインフラのうち経済産業省から「次世代エネルギーパーク」に認定された「花フェスタ記念公園」を核として、次世代エネルギーを県民にPRします。

施策 1-4 電気自動車・燃料電池車の率先導入、普及啓発

電気自動車・燃料電池車を率先して導入し、公用車として利用するだけでなく、イベントでの展示等様々な機会を通じて環境配慮の取組を呼びかけます。

施策 1-5 EV・PHV の普及促進

経済産業省に選定された「EV・PHV タウン」として、使用用途・使用環境に対応した EV・PHV の活用モデルを構築するなど、EV・PHV の普及を促進します。また、岐阜県次世代自動車充電インフラ整備計画に基づき、計画的に充電インフラを整備することで、EV・PHV 普及の基盤整備を推進するとともに、岐阜県次世代自動車推進協議会を中心に普及を促進します。

施策 1-6 燃料電池車の普及促進

県内への水素ステーションの設置を支援するなど、燃料電池車の普及を促進します。

施策 1-7 小水力発電の整備推進

過疎化・高齢化が進む農村地域において、地域資源の有効利用を図り、地域振興につなげるため、農業用水を活用した小水力発電の導入を推進します。

(2) ライフスタイルを変えるための動機付けとなる機会の提供

①現状と課題

岐阜県の温室効果ガス排出量の9割以上を占める二酸化炭素排出量のうち、家庭部門における二酸化炭素排出量は、産業部門、運輸部門に次いで多くなっています。さらに、基準年である1990（平成2）年度と比較して、産業部門と運輸部門では減少傾向にあるのに対し、家庭部門は増加傾向にあります。

これまでに、身近に実践することができる地球温暖化防止に関する10の取組を宣言する「ぎふエコ宣言」や、岐阜県地球温暖化防止活動推進センターや民間事業者との協働による小中学生を対象とした出前講座の開催、大型商業施設におけるEV展示や省エネ機器体験、省エネクッキング教室の開催等を通じて、県民一人ひとりに「ライフスタイルを変える」ことを提案する取組を実施してきました。

今後も、引き続き、熱中症などの防止に留意しつつ、普段の生活の中で二酸化炭素排出削減の動機づけとなる取組を推進する必要があります。

②今後の取組

施策 2-1 ライフスタイルを変えることへの動機づけとなる機会の提供

専門の診断士が家庭ごとのエコな取組のポイントを診断する「うちエコ診断」、家庭内・地域内・商業施設などに集まり家庭での空調利用を削減する「クールシェア・ウォームシェア」などの実施により、地球温暖化防止のために県民一人ひとりに「ライフスタイルを変える」ことへの動機づけとなる機会を提供する取組を行います。

施策 2-2 地球温暖化に関する出前講座の実施

県や岐阜県地球温暖化防止活動推進センターは、企業との協働により県内の小中学校や自治会などにおいて地球温暖化防止に関する出前講座を実施します。

施策 2-3 地球温暖化防止に関する知識の普及啓発

「地球温暖化防止月間」である12月を中心に環境イベントを通じて、NPOや企業による地球温暖化防止活動の紹介、電気自動車や最新の省エネ機器などの体験を通じて、地球温暖化防止に関する知識の普及啓発を図ります。

また、地球温暖化の仕組みやその解決のために実践できる取組などの紹介を含めた環境に関する副読本を作成し、家庭、地域及び学校などへの配布・活用を通じて、地球温暖化防止の取組の浸透を図ります。

施策 2-4 家庭ごみの減量化の推進

市町村や市民団体と連携し、ごみを減らす意義や具体的な手法を伝えるなど、家庭ごみの減量化を推進します。

施策 2-5 環境物品の調達の推進

岐阜県環境物品等調達方針を策定し、率先して環境物品の調達を推進します。

施策 2-6 グリーン購入の推進

「東海三県一市グリーン購入キャンペーン」や商業施設等と連携した啓発活動の実施等により、グリーン購入（環境にやさしい買い物）を推進します。

施策 2-7 ゼロエネルギーハウスの普及促進

次世代住宅普及促進協議会等を中心に、高断熱・高気密住宅と次世代エネルギーインフラを組み合わせたゼロエネルギーハウスの普及を促進します。

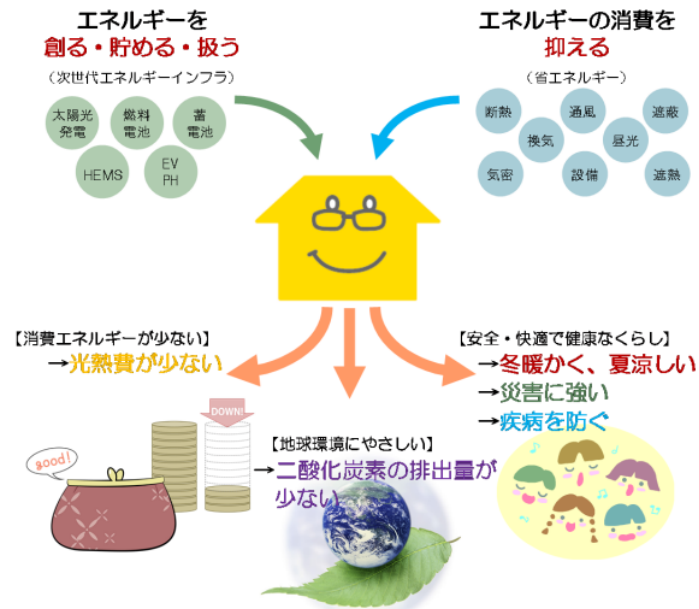


図 6-1 ゼロエネルギーハウス（次世代住宅）の概要

出典：岐阜県「ぎふ次世代住宅導入ガイドライン【概要版】」

(3) 事業者の事業活動の把握と地球温暖化対策の支援

①現状と課題

岐阜県における事業活動（産業部門・業務部門）からの二酸化炭素排出量は、二酸化炭素総排出量の約45%を占めています。

「工場等におけるエネルギー使用の合理化に関する事業者の判断の基準」では、全ての事業者エネルギー消費原単位を年平均1%以上低減させることを目標として、技術的かつ経済的に可能な範囲内で、省エネルギー措置の実現に努めるものとし、事業者による自主的かつ積極的な取組を促進しています。また、条例に基づき「岐阜県事業活動配慮指針」及び「岐阜県自動車通勤配慮指針」を策定し、事業者による自主的かつ積極的な取組を促進しています。また、一定規模以上の事業者に対し、温室効果ガス排出削減計画書、実績報告書等の提出を義務付ける制度を設けています。

事業者による取組を促進するため、提出制度の対象となっている事業者に対しさらなる周知徹底を図る必要があります。また、制度の対象となっていない中小事業者においても、地球温暖化の防止に向けた積極的な取組が求められています。

②今後の取組

施策3-1 条例に基づく削減計画書、実績報告書等の徹底

事業者による温室効果ガス排出削減の取組をさらに促進するため、条例に基づく削減計画書、実績報告書等の提出を徹底するとともに、提出の対象となっていない中小事業者に対しても、提出を奨励します。また、提出された計画書、報告書等は、県ホームページで公表し、事業活動に伴う温室効果ガスの排出を抑制するための措置や目標の進捗状況を管理します。さらに、事業者の自主的な取組に加えて、計画書等の評価や省エネ相談など県からの働きかけの強化を図ります。

施策3-2 中小企業の温室効果ガス排出削減対策の支援

環境関連の融資制度により、中小企業者等の温室効果ガス排出削減対策を支援します。

表6-1 県内の中小企業者等を対象とした環境関連の融資制度

資金名	融資対象等	融資利率	融資限度額		償還期間 (据置期間)		信用保証	担保
			運転 資金	設備 資金	運転 資金	設備 資金		
新エネルギー等支援資金	地球環境の保全・改善を図るための施設設備のための事業資金等 (太陽光発電設備等の導入)	年1.3% 償還期間が10年を超える場合 年1.7%	万円 4,000	万円 10,000	7年 以内 (1年 以内)	15年 以内 (1年 以内)	必要により 無担保 年0.45~ 1.0% 有担保 年0.35~ 0.9%	原則 無担保

出典：岐阜県「平成27年度 岐阜県中小企業資金融資制度一覧」

施策 3-3 県試験研究機関における調査研究等の実施

県試験研究機関において温室効果ガス削減に関する調査研究等を実施し、得られた成果を各般の事業活動に還元できるよう努めます。

表 6-2 県試験研究機関における調査研究内容

機関	調査研究内容	調査研究期間
産業技術センター	・木質バイオマス蒸留液を用いた防菌・防藻製品の開発	H27～H29
セラミックス研究所	・カルシウム系酸化物を用いた高効率熱反射材の開発	H27～H28
農業技術センター	・花き施設栽培における日没後加温などの生育促進技術の活用による燃油量削減技術の開発	H26～H28
森林研究所	・森林の公益的機能の発揮と維持管理のために必要な間伐技術や高精度な森林資源調査技術の開発 ・架線集材技術や森林バイオマスの収集運搬システムの開発 など	—

施策 3-4 地球温暖化防止に貢献する農業の普及促進

省エネ・省資源型の農業機械や、温室効果ガス削減効果の高い営農技術の導入支援を実施し、地球温暖化防止に貢献する農業の普及を促進します。

施策 3-5 家畜の排せつ物の適正管理の指導

「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」に基づき家畜の排せつ物の適正管理を指導します。

施策 3-6 フロン排出抑制法の適切な施行

フロン排出抑制法を適切に施行することで、業務用冷凍空調機器等からのフロン漏出量を削減します。



図 6-2 業務用冷凍空調機器

出典：環境省・経済産業省「フロン排出抑制法 第一種特定製品の管理者等に関する運用の手引き」

(4) 地域環境の整備及び改善

①現状と課題

岐阜県は、1世帯あたりの自動車保有台数が、2013（平成25）年度で2.23台/世帯となっており、近年では世帯数の増加もあって減少傾向にあるものの、日常生活における自動車への依存度が高い地域といえます。自動車から排出される温室効果ガスを抑制するには、交通渋滞の解消、公共交通機関への転換、エコドライブの推進、次世代自動車や低公害車の普及が必要です。

また、条例に基づき、「岐阜県建築物環境配慮指針」を策定し、建築主による自主的かつ積極的な取組を促進しており、一定規模以上の建築物を新築、増築又は改築しようとする建築主に対しては、省エネルギーのために講ずる措置、再生可能エネルギーの導入に関する事項、その他温室効果ガス排出抑制のために実施する措置等を記載する建築物環境配慮計画書、建築物工事完了届出書の提出を義務付ける制度を設けています。

さらに、都市公園・特別緑地保全地区・風致地区の緑地は、温室効果ガスの吸収量の増大やヒートアイランド現象が緩和されるなどの効果が期待されます。

②今後の取組

施策 4-1 総合的な渋滞対策の推進

岐阜県道路交通渋滞対策推進協議会を通して、引き続きハード対策・ソフト対策による渋滞軽減の取組を図ります。

施策 4-2 自家用自動車への依存度の緩和

自家用自動車への依存度の緩和を図る上で、県内の地方鉄道、地域の路線バスの事業者、コミュニティバスを運行する市町村に対し、支援（助成）措置を講じ、地域住民の日常生活に必要な交通手段を確保維持します。

施策 4-3 公共交通機関が利用されやすい環境の整備検討

自家用車から公共交通機関への転換を図るため、例えば、パークアンドライドの促進等、公共交通機関が利用されやすい環境の整備を検討します。

施策 4-4 自転車利用の促進

温室効果ガスを排出しない自転車の利用を促進するため、例えば、サイクルトレインの導入、自転車道の整備、観光地での電動アシスト自転車の導入等を検討します。

施策 4-5 建築物の温室効果ガス排出削減対策の促進

建築物の新築、増築又は改築時の温室効果ガス排出削減対策をさらに促進するため、条例に基づく建築物環境配慮計画書、建築物工事完了届出書の提出を徹底します。また、提出された計画書は、県のホームページで公表し、建築物に係る温室効果ガスの排出を抑制する措置や、省エネルギーのために講じる措置、再生可能エネルギーの導入に関する事項を確認します。

施策 4-6 住宅の環境性能の向上

環境に配慮した省エネ性能の高い住宅の建設及び既存住宅の断熱性等を向上させる省エネルギー化リフォームを支援することにより、省エネルギー性能をはじめとする住宅の環境性能の向上を図ります。

施策 4-7 地域の緑地の整備

都市公園の適正管理や、特別緑地保全地区及び風致地区制度により、地域の緑地を保全します。

(5) 森林の整備と新たな環境価値の創出

①現状と課題

地球上の二酸化炭素循環の中では、森林が吸収源として大きな役割を果たしています。

岐阜県の森林面積は 863 千ヘクタール（全国第 5 位）、森林率は 81%（全国第 2 位）となっており、全国でも有数の森林県です。森林の二酸化炭素吸収機能を維持するためには、計画的な森林の整備が必要です。

これまでに、森林の吸収源機能の維持に向けた間伐の実施や企業と連携した森林整備、カーボン・オフセットの取組を実施してきました。また、2012（平成 24）年度より「清流の国ぎふ森林・環境税」を活用した森林・環境基金事業が始まり、森林整備の強化、環境教育及びカーボン・オフセットの取組等を推進してきました。

今後、当該基金事業等も活用して、森林環境の適切な維持管理を推進するとともに、市町村と連携しながら、企業が森林づくりに参加しやすい環境の整備や、オフセット・クレジットの活用を促進していく必要があります。

②今後の取組

施策 5-1 森林の吸収源機能の維持

森林整備を計画的に行い、吸収源機能の維持に努めます。

施策 5-2 企業との協働による森林づくりの推進

企業との協働による森林づくりを推進し、より多くの企業に森林づくりへの参加を促します。

施策 5-3 カーボン・オフセットの取組の推進

イベントにおける温室効果ガス排出量の算定などの方法についての基本的な考え方をまとめた「岐阜県カーボン・オフセットガイドライン（イベント版）」を活用し、各種イベントでのカーボン・オフセットの取組を推進します。

施策 5-4 オフセット・クレジット希望事業者への助言等

カーボン・オフセットを希望する事業者に対し、オフセット・クレジット購入の申請等に関する助言を行います。

施策 5-5 オフセット・クレジットの域内調達の仕組みの構築

東海三県一市でカーボン・オフセットに関する情報交換・情報共有をすることで、オフセット・クレジット（J-VER）の域内調達が可能となる仕組みを検討します。

6-3 重点プロジェクト

見直し時点（2012（平成 24）年度）における、温室効果ガス排出量において、特に家庭部門については、1990 年度実績及び当初計画策定時の見込量と比較して大きく増加していることから、新たに家庭部門における重点プロジェクトを設定し、計画期間中に戦略的に推進していくこととします。

家庭における温室効果ガス排出削減推進プロジェクト

【うちエコ診断の推進】

- うちエコ診断の推進体制の整備
- うちエコ診断の受診拡大

CO₂ 排出削減に取り組むモニター家庭の募集、うちエコ診断士の養成、市町村等との連携推進などにより、うちエコ診断を多くの家庭が受診するようにして、家庭からの CO₂ 排出の実削減を図ります。



「清流の国ぎふ ECO 節電所
プロジェクト（仮称）」
家庭部門での CO₂ 排出削減の成果を
WEB 上で見える化します。

【クールシェア・ウォームシェアの推進】

- クールシェア・ウォームシェアスポットの拡大
- シェアスポットにおけるサービスの提供
- 県民への普及促進

公共施設や民間施設へのスポット参加の働きかけ等により、家庭におけるクールシェア・ウォームシェアの推進を図ります。

【協議会等による横断的対策】

- 関係事業者との連携推進

エネルギー、家電、自動車、住宅関連事業者との連携を進め、協議会の設置等により家庭におけるエコ診断や省エネ診断の取組の推進を図ります。

6-4 2020（平成32）年度に目指す姿

こうした取組を継続して実施していくことで、2020（平成32）年に目指す姿の一例として、家庭、事業者、コミュニティの姿を示します。

（1）家庭

家庭で使用するエネルギーとして、地域の土地条件、気象条件に応じた次世代エネルギーを活用するとともに、蓄電池や燃料電池により電力の安定化を図っています。住宅は、省エネ基準に適合し、トップランナー基準適合家電、高効率給湯機、LED照明などを備えており、次世代エネルギーの活用や無駄な照明の消灯等のもったいないエネルギーの利用の抑制と合わせてゼロエネルギーハウスになっています。

また、交通手段として、次世代自動車またはトップランナー基準適合車を保有するとともに、自転車や公共交通機関の活用が定着している姿を目指します。

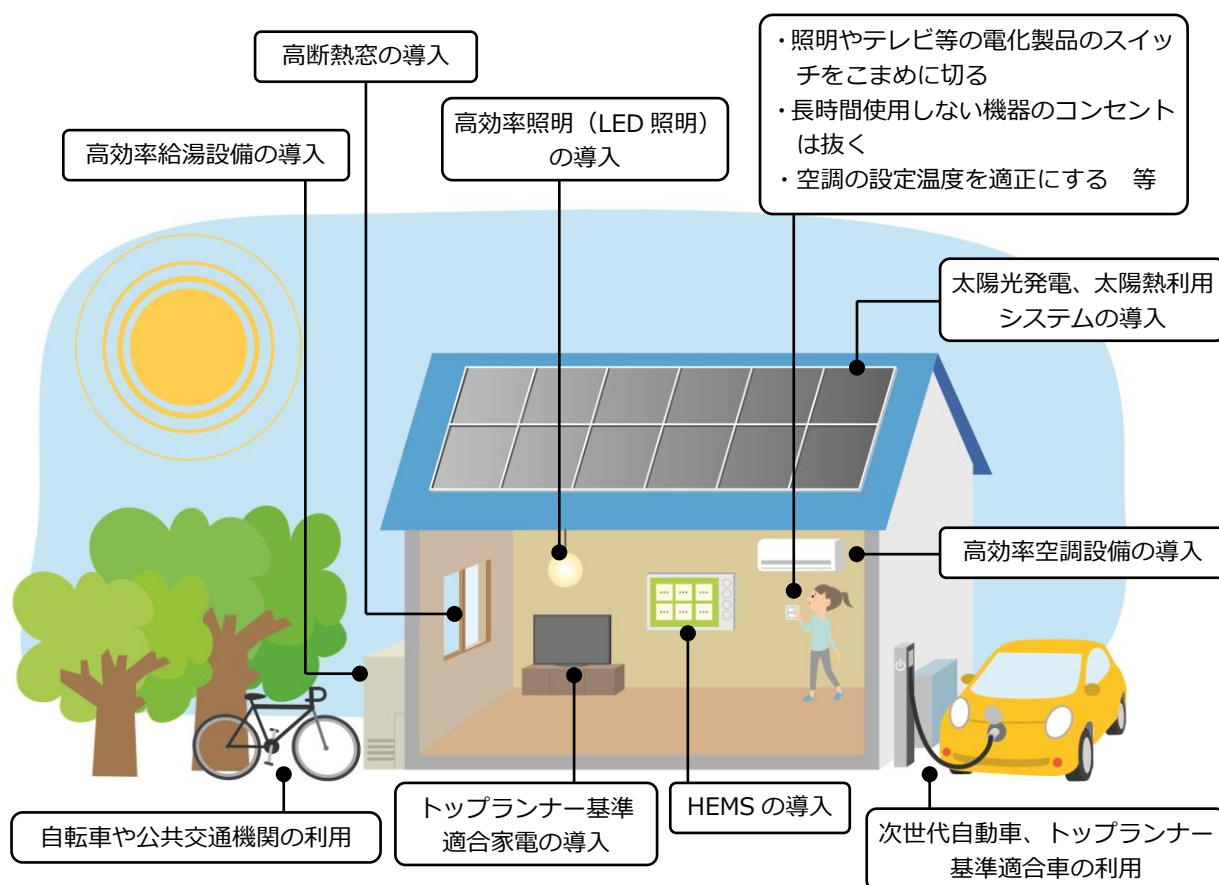


図 6-3 家庭における目指す姿

■ HEMS とは ■

家庭内エネルギー管理システム（Home-Energy-Management-System）を省略した言葉であり、家庭内の電気を賢く使うために、エネルギー利用状況を見える化し、省エネを簡単にできるようにするシステムです。

(2) 事業所

事業所では、建物への創エネルギー設備の導入や省エネルギー型の設備への更新が図れており、事業所全体でのエネルギー消費量の削減が図られています。また、各事業所では地球温暖化対策に取り組む担当部署や担当者の配置が行われ、業務における地球温暖化対策に関する環境教育が行われています。

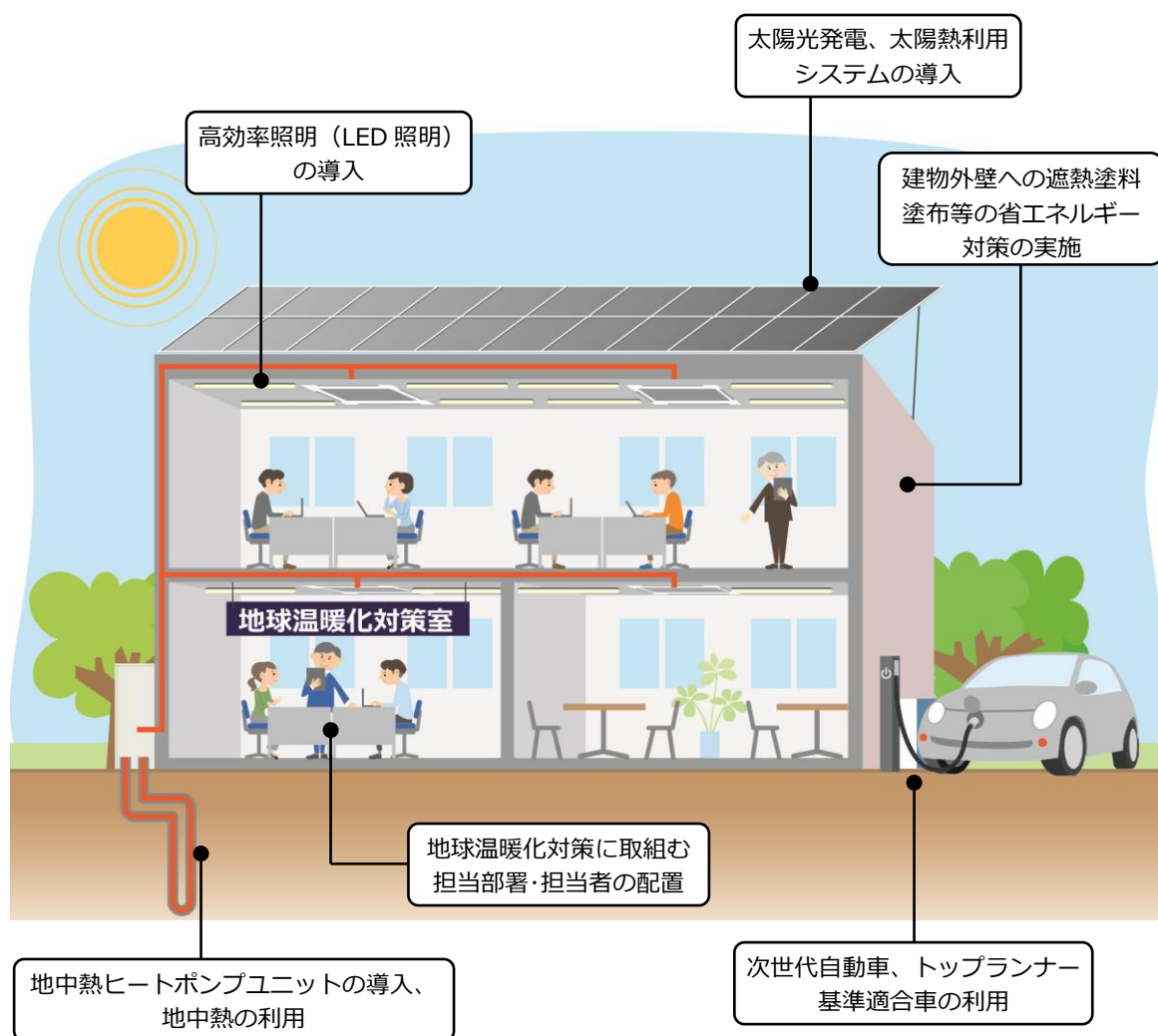


図 6-4 事業所における目指す姿

■ 地中熱ヒートポンプとは ■

地中熱ヒートポンプとは、安定した温度を持つ地下の熱を利用し、地中から熱を汲み上げる（採熱する）、又は、地中に熱を放出する（放熱する）ことにより、冷暖房や給湯などを行うシステムです。

日本中どこでもいつでも利用可能である、節電・省エネにより二酸化炭素排出抑制につながる、冷暖房排熱を屋外に排出しないため、ヒートアイランド現象の緩和に寄与するなどのメリットがあります。

(3) コミュニティ

地域コミュニティでは、県内に整備されている次世代エネルギーパークをモデルとして、地域の環境特性に応じた再生可能エネルギーの導入が図られています。また、県内全域に電気自動車の充電インフラ等が広く整備されており、電気自動車等のエコカーを利用しやすい環境が整っています。その他にも、公共交通機関の充実や利便性の向上が図られ、地域におけるエネルギー消費量の削減が図られています。

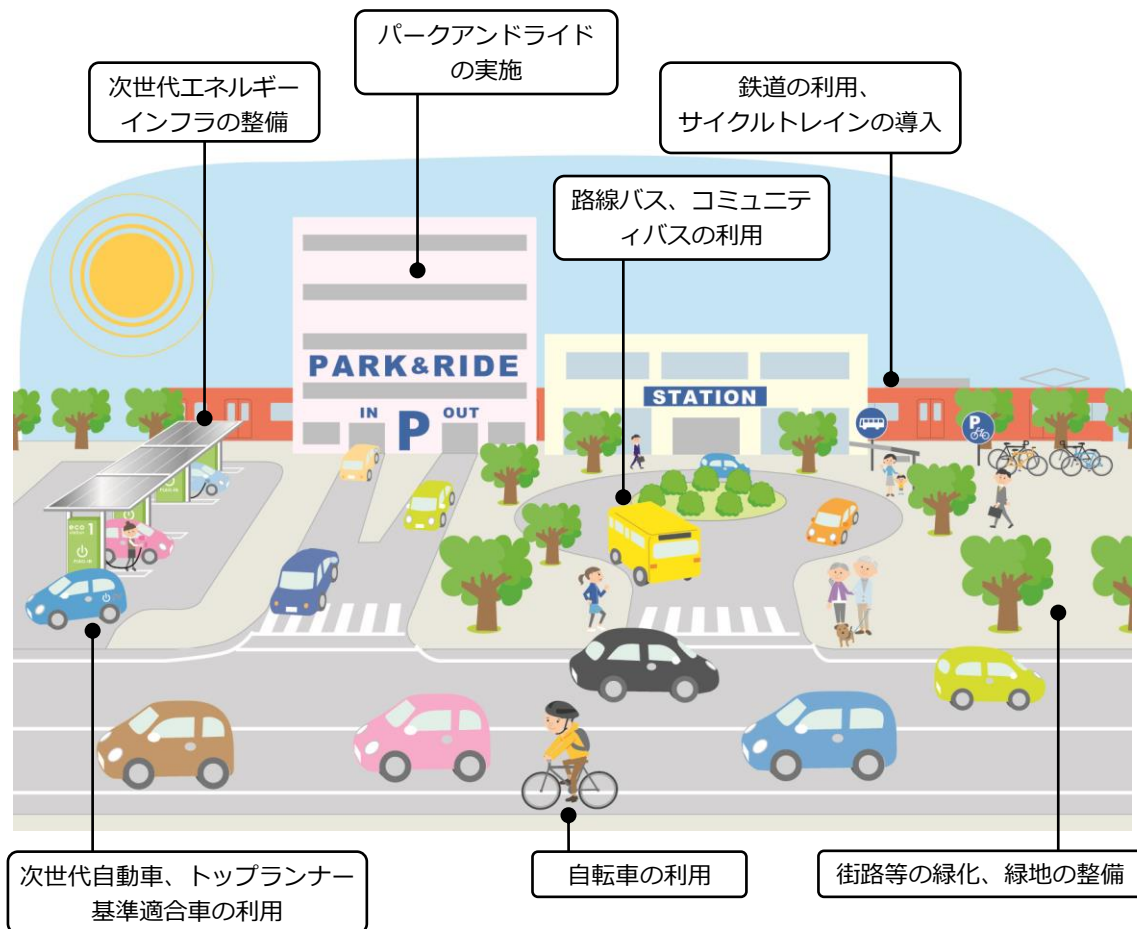
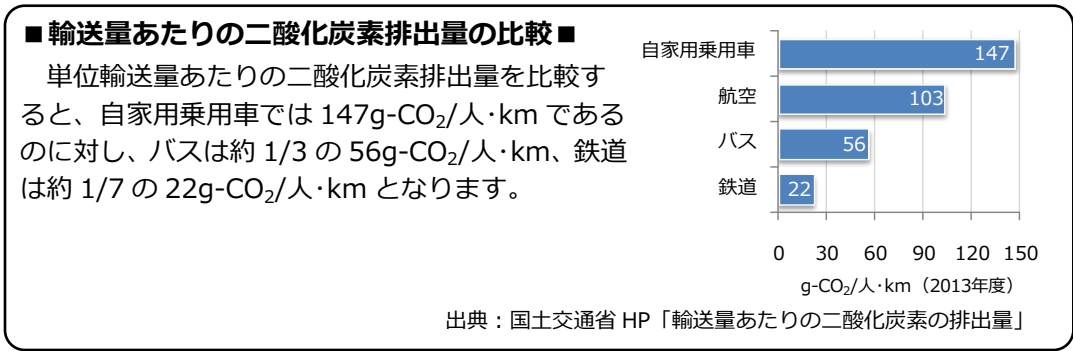
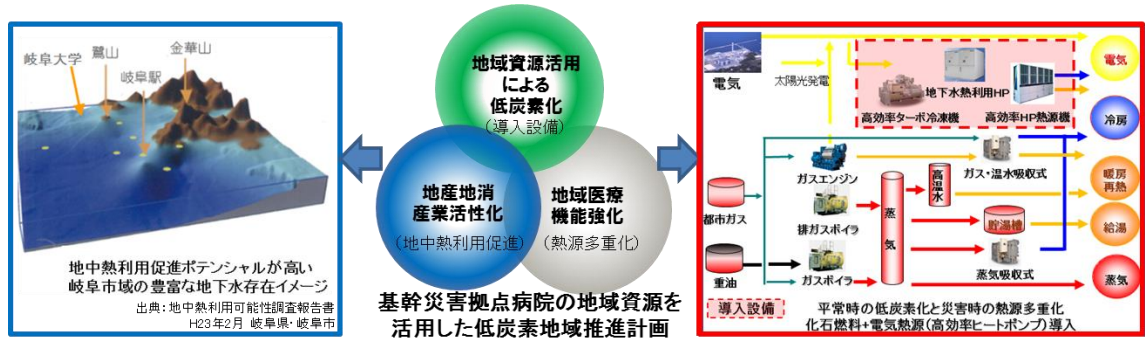


図 6-5 コミュニティにおける目指す姿



【県内の先進事例】

事業名	基幹災害拠点病院における地中熱の利用を含めたESCO事業によるCO ₂ 排出量の削減（環境省-平成27年度グリーンプランパートナーシップ事業補助事業）		
事業者名	岐阜大学医学部附属病院	CO ₂ 削減見込み	2,062 t-CO ₂
事業概要	<p>本事業は、地中熱を活用したESCO事業により事業所の低炭素化を図るものです。岐阜市域の地域資源である豊富な地下水を空調熱源に利用し、これまで空調熱源の全てを化石燃料で賄っていたもののうち、約90%（内48%地中熱）を高効率ヒートポンプの運転とすることで、CO₂の排出量を大幅に削減します。さらに、照明のLED化やBEMSの導入などによりエネルギー使用量を削減することで、年間CO₂排出量の15%程度の削減を見込んでいます。</p>		
			

第7章 地球温暖化に対する適応の方向性

7-1 適応の必要性

(1) 適応とは

IPCC 第5次評価報告において、気候システムの温暖化については疑う余地がないこと、人為起源の温室効果ガスの排出が20世紀半ば以降に観測された温暖化の支配的な原因であった可能性が極めて高いことを指摘しています。

また、温室効果ガスの継続的な排出は、更なる温暖化と気候変動をもたらし、それにより、人々や生態系にとって深刻で広範囲にわたる不可逆的な影響を生じる可能性が高まることも指摘しています。

このため、気候変動の影響に対処するために、温室効果ガスの排出の抑制等を行う「緩和」だけでなく、すでに現れている影響や中長期的に避けられない影響に対して「適応」を進めることが求められています。地球温暖化の緩和と適応に関する対策としては、次のようなものが挙げられます。

表 7-1 地球温暖化の緩和と適応に関する対策

	緩和に関する対策（緩和策）	適応に関する対策（適応策）
概要	温室効果ガスの排出抑制と吸収源の対策	地球温暖化による影響への備えと新しい気候条件の利用
目的	人間活動による温室効果ガスの濃度の上昇を抑制する	最大限の緩和策でも避けられない影響を軽減する
対策例	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネルギー対策 ・再生可能エネルギーの普及拡大 ・二酸化炭素の吸収減対策 ・二酸化炭素の回収・貯蓄 	<ul style="list-style-type: none"> ・渇水対策 ・治水対策、洪水危機管理 ・熱中症予防、感染症対策 ・農作物の高温障害対策 ・自然生態系の保全

(2) 国の適応の考え方

国では、2015（平成 27）年 11 月に、政府全体として整合のとれた取組を計画的かつ総合的に推進するため、目指すべき社会の姿等の基本的な方針、進め方、分野別施策の基本的方向性、基盤的・国際的施策を定めた、政府として初の「気候変動の影響への適応計画」を策定しました。この計画は、気候変動の影響による被害を最小化あるいは回避し、迅速に回復できる、安全・安心で持続可能な社会の構築を目指すものです。

「気候変動の影響への適応計画」の概要

【目指すべき社会の姿】

気候変動の影響への適応策の推進により、当該影響による国民の生命、財産及び生活、経済、自然環境等への被害を最小化あるいは回避し、迅速に回復できる、安全・安心で持続可能な社会の構築

【基本戦略】

- (1) 政府施策への適応の組み込み
- (2) 科学的知見の充実
- (3) 気候リスク情報等の共有と提供を通じ理解と協力の促進
- (4) 地域での適応の推進
- (5) 国際協力・貢献の推進

【施策分野】

- | | | |
|---------------|----------|----------|
| ○農業、森林・林業、水産業 | ○水環境・水資源 | ○自然生態系 |
| ○自然災害・沿岸域 | ○健康 | ○産業・経済活動 |
| ○国民生活・都市生活 | | |

【対象期間】

21 世紀末までの長期的な展望を意識しつつ、今後おおむね 10 年間における基本的方向を示す。

【基本的な進め方】

観測・監視や予測を行い、気候変動影響評価を実施し、その結果を踏まえ適応策の検討・実施を行い、進捗状況を把握し、必要に応じて見直す。このサイクルを繰り返し行う。

おおむね 5 年程度を目途に気候変動影響評価を実施し、必要に応じて計画の見直しを行う。

出典：環境省「気候変動の影響への適応計画」を基に作成

(3) 岐阜県の気象の将来予測

岐阜市の年平均気温の経年変化をみると、100年あたり約1.7℃上昇しています。岐阜市の年平均気温は約15.8℃（1981年～2010年の平年値）ですが、今後、過去100年と同じ割合で気温が上がると、年平均気温は17.5℃となり、現在の宮崎県宮崎市と同程度の気温となります。

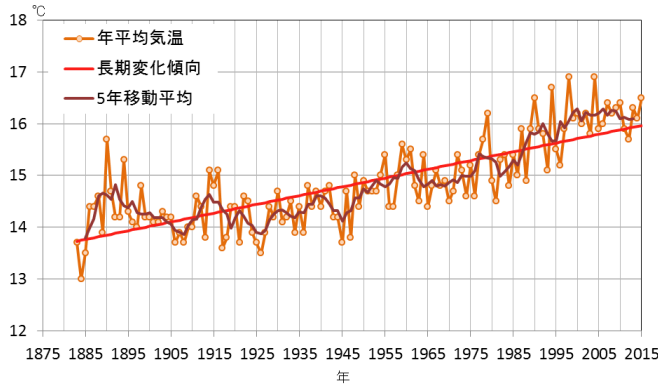
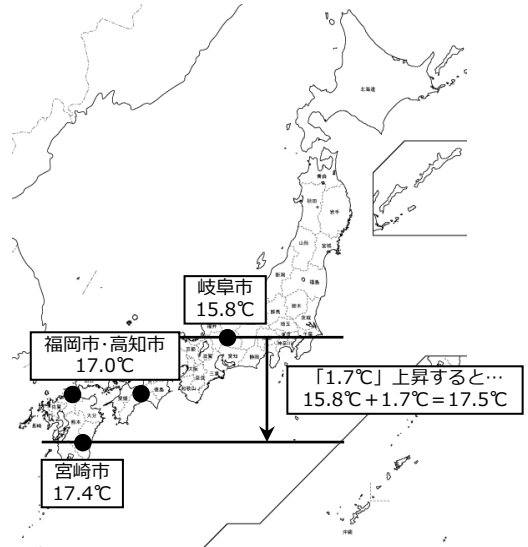


図 7-1 岐阜市の年平均気温の変化

出典：岐阜地方気象台調べ



岐阜市の真夏日日数、熱帯夜日数、雷日数は有意に増加傾向にあり、冬日日数は有意に減少傾向にあります。また、気象庁が行った将来気候（21世紀末（2076年～2095年））と現在気候との比較によると、真夏日日数は県内全域で、猛暑日日数や熱帯夜日数は特に美濃地方で増加することが予測されており、冬日日数は県内全域で、真冬日日数は特に飛騨地方で減少することが予測されています。

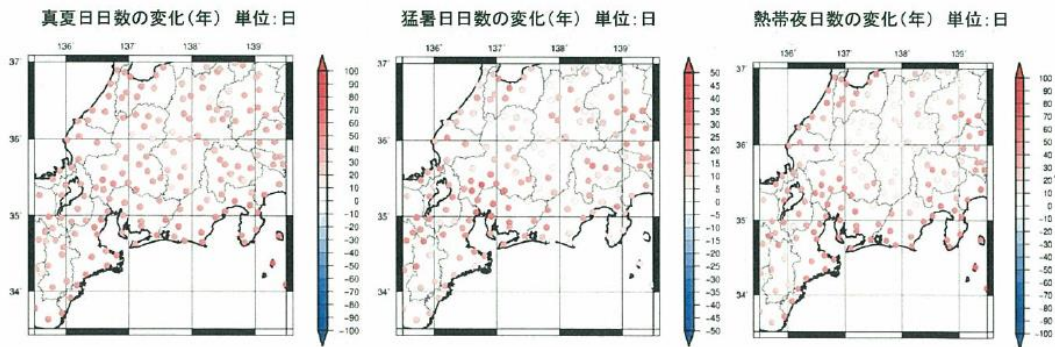


図 7-2 岐阜県の真夏日・猛暑日・熱帯夜の日数の将来予測

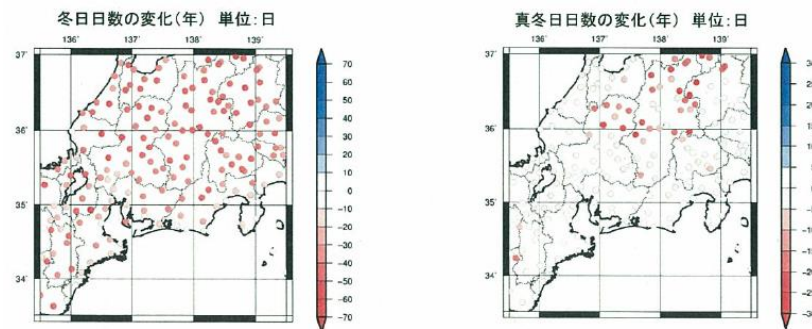


図 7-3 岐阜県の冬日・真冬日の日数の将来予測

出典：東京管区気象台「地域に密着した詳細な気候変動予測情報提供に関する研究」成果報告書：地方共同研究

(4) 適応に対する県民の意識

岐阜県が2015（平成27）年6月に実施した「地球温暖化に関するアンケート調査結果」によると、「地球温暖化への適応」という考え方について、「知らなかった」と回答した人は34.8%でした。また、岐阜県に求める取組としては、「防災分野」が49.5%と最も多く、次いで「生活分野」が41.2%、「水環境・水資源分野」が35.5%でした。分野の内容を踏まえると、大きく「防災分野」「健康分野」「農業分野」「自然生態系分野」の4分野に分けられます。

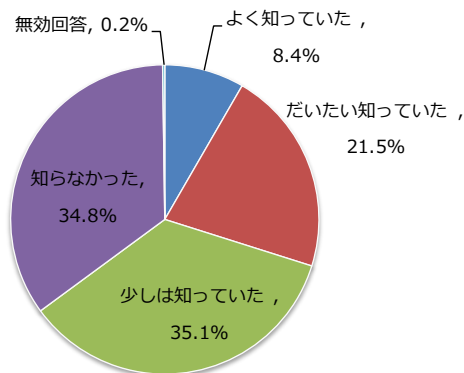


図 7-4 地球温暖化への適応という考え方の認知度

出典：岐阜県「地球温暖化に関するアンケート調査結果（県政モニターアンケート）」を基に作成

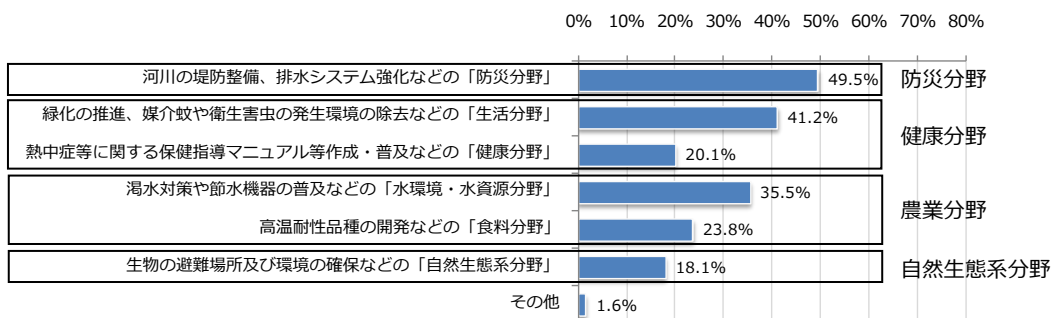


図 7-5 地球温暖化への適応について岐阜県に求める取組

出典：岐阜県「地球温暖化に関するアンケート調査結果（県政モニターアンケート）」を基に作成

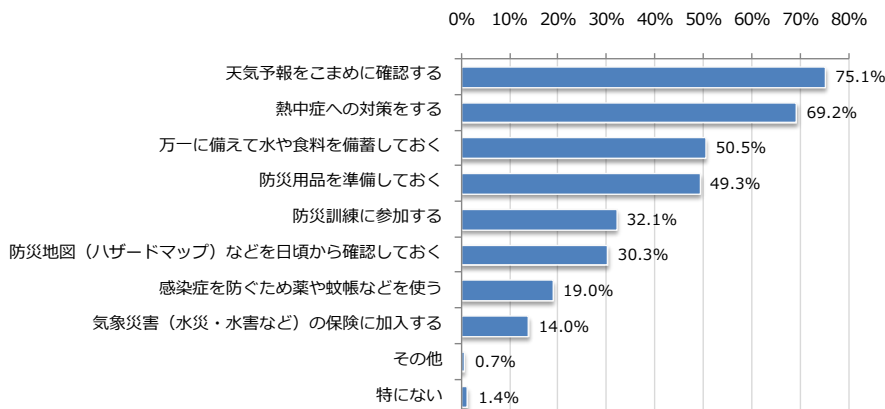


図 7-6 日頃から取り組んでいる適応策

出典：岐阜県「地球温暖化に関するアンケート調査結果（県政モニターアンケート）」を基に作成

7-2 地球温暖化による影響と対策

第2章で示したとおり、IPCC第5次評価報告書では、地球温暖化による様々なリスクが挙げられています。

ここでは、岐阜県において懸念される地球温暖化による影響と主な対策について、分野別に示します。



図7-7 気候変動による将来の主要リスク
出典：全国地球温暖化防止活動推進センター「すぐ使える図表集」

(1) 防災分野

① 懸念される地球温暖化による影響

気象庁が行った将来気候（21世紀末（2076年～2095年））と現在気候との比較によると、気候の変化に伴い、1時間降水量50mm以上（非常に激しい雨）の回数は県内全域で、日降水量100mm以上（大雨）の日数は特に美濃地方で増加すると予測されています。

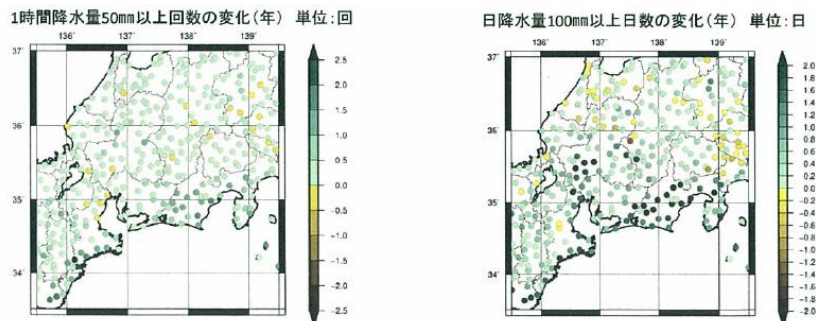


図7-8 岐阜県の1時間降水量50mm以上回数、日降水量100mm以上の日数の将来予測
出典：東京管区気象台「地域に密着した詳細な気候変動予測情報提供に関する研究」成果報告書：地方共同研究

こうした短時間雨量や総雨量の増加によって、土石流や地すべり等の土砂災害の誘因も懸念されています。土砂災害で想定される影響として、発生頻度の増加に伴う崩壊発生分布域の拡大や土砂災害危険箇所以外での発生、雨が降り始めてから崩壊発生までの時間の短縮化による避難時間の減少、土石流の到達範囲の拡大等があります。

②防災分野における一般的な対策

- 市町村の洪水ハザードマップの作成支援
- 防災リーダーの育成
- 自主防災組織の結成、活動支援
- 市町村との連携強化、近隣県との災害時連携協定の締結等
- 降雨量、水位、避難情報等の迅速・的確な情報伝達システムの確立
- 河川整備（河道拡幅）やダム・調整池を組み合わせた総合的な治水対策 等

（２）健康分野

①懸念される地球温暖化による影響

1968（昭和43）年から2012（平成24）年までの熱中症死亡数と気象条件の関係をみると、真夏日日数や熱帯夜日数が多いほど、熱中症死亡数が多いことが分かります。地球温暖化に伴い、真夏日日数や熱帯夜日数の増加が予測されており、熱中症死亡数の増加も懸念されます。

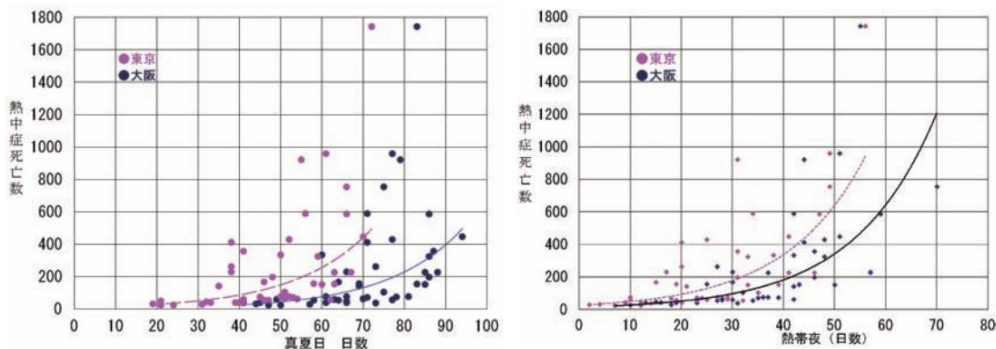


図 7-9 熱中症死亡数と真夏日・熱帯夜の日数の関係（1968年～2012年）

出典：環境省「熱中症予防情報サイト」

また、間接的な影響としては、マラリアやデング熱などの感染症地域が北上し、日本が含まれる可能性もあります。「地球温暖化に関するアンケート調査結果」では、「熱中症、蚊媒介感染症による健康への影響」も 27.1%の県民が不安に感じています。

②健康分野における一般的な対策

- 熱中症対策としての、市街地における街路樹等の緑陰の提供による温熱環境の改善
- 熱中症や感染症に関する情報の発信
- 感染症に対する危機管理体制、医療体制の確保 等

(3) 農業分野

①懸念される地球温暖化による影響

農林水産省委託プロジェクト研究「農業生産への気候変動の影響はどの程度か？どう対応するか？農林水産業は気候変動にどう対応するか？」によると、水稲は出穂後の気温によって品質に大きな影響を受けることが知られていますが、記録的な高温であった2010（平成22）年には、登熟期間の平均気温が28℃～29℃に達した地域が多く、米の内部が白く濁る白未熟粒の発生が多発し、北海道を除く全国で品質が著しく低下したと報告されています。

岐阜県においても、水稲作況状況が97と平年収量を下回ったほか、東海地域の一等米比率が25.2%と、過去5年平均値からの偏差が-32.5%と、品質の低下も指摘されています。

「地球温暖化に関するアンケート調査結果」では、「農作物の収穫量や品質低下への影響」も39.6%の県民が不安に感じています。

②農業分野における一般的な対策

○地球温暖化に適応した品種の調査研究、生産技術の開発 等

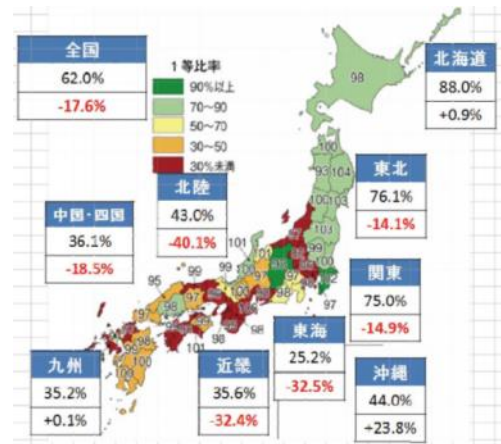


図7-10 2010年産水稲の作況、品質の状況
出典：文部科学省等
「日本の気候変動とその影響 2012年度版」

(4) 自然生態系分野

①懸念される地球温暖化による影響

地球温暖化の影響は、人間社会よりも動植物社会、つまり生態系にまず現れると言われて
ています。岐阜県の森林面積は 863,165ha であり、県域の約 81%を占めていますが、独立
行政法人森林総合研究所によると、全国におけるブナ林の分布適域の面積は、平均気温が
2.9℃上昇した場合には 37%、4.9℃上昇した場合は 9%にそれぞれ減少することが予測され
ています。

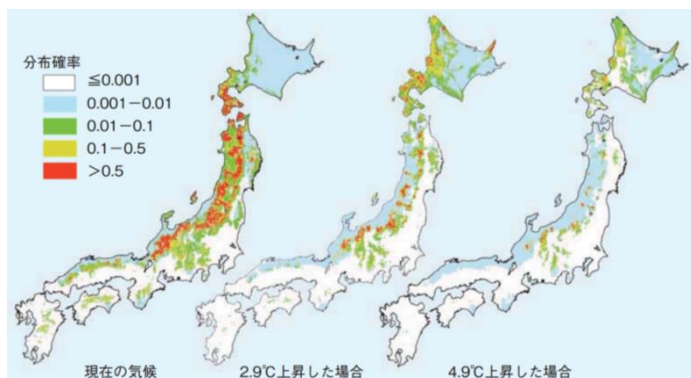


図 7-11 ブナ林の分布適地の将来予測

出典：文部科学省等「日本の気候変動とその影響 2012 年度版」

また、近年では、ニホンジカ、ニホンザル、イノシシなどの大型哺乳動物の生息分布域
が拡大し、こうした野生動物による作物被害の多発など、人間社会との摩擦が増えてきて
います。

地球温暖化に関するアンケート調査結果」では、「自然生態系（動植物の生息地の変化や
絶滅）への影響」も 39.6%の県民が不安に感じています。

この他に、岐阜市におけるさくらの開花は有意に早くなる傾向がみられ、かえで（イロ
ハカエデ）の紅葉は有意に遅くなる傾向がみられるなど、生物季節にも大きな影響を与え
ています。

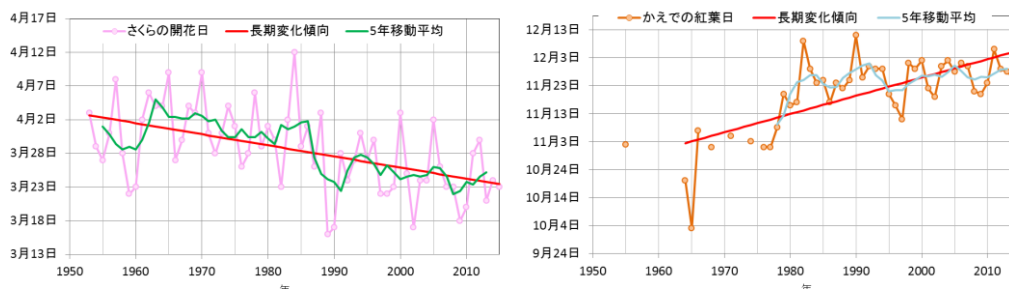


図 7-12 岐阜市のさくらの開花日、かえでの紅葉日の経年変化

出典：岐阜地方気象台調べ

②自然生態系分野における一般的な対策

- 動植物の生息・生育状況の把握
- 広域的な視点によるエコロジカルネットワークの形成 等

7-3 適応の進め方

地球温暖化による影響は多岐にわたることから、地球温暖化に対する適応を推進していくためには、こうした分野横断的な適応の取組方針を検討し、岐阜県における適応の方向性や方法を整理することが重要です。

そのために、以下の手順に沿って、岐阜県における地球温暖化の適応の基本方針及び適応計画の策定を検討していくこととします。

【適応の推進手順】

① 適応に関する知識と認識の共有を図る

- ・ 適応策の検討にあたり、庁内において適応策の検討の場を設け、庁内関係部局と適応策という新たな地球温暖化対策の考え方、具体的な適応策の検討方法等について、意識共有を図る。



② 気候変動影響のリスクの把握・整理を行う

- ・ 県研究機関や大学等と連携し、現在生じている気候変動の影響や、今後予測される気候変動による影響等を把握・整理する。



③ 既往の適応策の点検と追加的に実施すべき施策を整理する

- ・ 分野毎に、現在取り組んでいる適応策を整理・点検するとともに、取組の課題を整理する。
- ・ 取組の課題を踏まえ、新たに追加すべき取組を検討する。



④ 適応に関する基本方針の作成と進行管理を検討する

- ・ 分野毎の既往の適応策や緩和策との関係性等を踏まえながら、適応の基本方針や目標、実施スケジュール等を検討する。
- ・ 適応を計画的かつ着実に推進していくための進行管理の仕組みを検討する。

第8章 計画の推進

8-1 各主体の役割

地球温暖化対策を着実に進めていくためには、県民、事業者、NPO等民間団体、行政の各主体が、互いに連携・協力した取組を進めていくことが重要であり、以下のような役割が期待されます。

(1) 県民

地球温暖化問題の多くは、日常生活から生じる環境への負荷がその一因となっていることから、それを自らの問題として捉え、地球温暖化の防止を一層高めるとともに、日常生活において、積極的に地球温暖化防止の取組を行っていくことが期待されます。

(2) 事業者

企業として社会的責任の重要性から各種法令の順守はもとより、地球温暖化防止を意識した経営を進めることが必要です。また、行政や地域との連携により地球温暖化防止に関する活動に積極的に参画することが期待されます。

(3) NPO等民間団体

地域における地球温暖化防止活動に加え、専門的な知識や技術を活かした、行政ではできないきめ細やかな活動が期待されます。

(4) 地球温暖化防止活動推進センター

県内における地球温暖化防止活動の中核的な支援組織として、県、市町村及び地球温暖化防止活動推進員等と共同して普及啓発活動等を行っていきます。

(5) 市町村

地域住民に最も近い自治体として、きめ細やかな地球温暖化対策を行うことができます。また、地域の異なった社会性、自然的条件に応じ、自ら率先してそれぞれの特性に合った地球温暖化対策を実践することが期待されます。

(6) 県

総合的かつ計画的な地球温暖化対策を実行するとともに、その成果を広く公表し、適切な進行管理を行います。また、自らも率先して地球温暖化防止のための行動を実践します。

8-2 計画の進行管理

(1) 温室効果ガス排出量の経年把握及び公表

温室効果ガスの削減目標の達成状況については、毎年度、温室効果ガス排出量の実績を把握し、対策の実施状況とともに報告書を作成して公表します。

(2) 実行計画の改定・見直し

中期目標年度である 2020（平成 32）年度に、目標達成状況を踏まえて本計画の改定を行います。

なお、地球温暖化防止に関する国内外の動向、社会情勢の変化等を踏まえ、必要があると認められる場合には、適宜本計画の見直しを図ります。

計画の策定経緯

(1) 策定経緯

① 岐阜県地球温暖化対策実行計画庁内連絡会議

■ 第1回岐阜県地球温暖化対策実行計画庁内連絡会議

日時：平成27年8月4日（火）

場所：岐阜県庁6階 6北1会議室

- 議題：・ 実行計画の見直しについて
- ・ 実行計画改定の背景及び現況等について
 - ・ 新規施策の紹介

② 岐阜県地球温暖化対策実行計画懇談会

■ 第1回岐阜県地球温暖化対策実行計画懇談会

日時：平成27年9月3日（木）

場所：岐阜県庁6階 6北1会議室

- 議題：・ 岐阜県の観測事実と将来予測
- ・ 岐阜県の温室効果ガス排出量の現況及び将来推計
 - ・ 実行計画見直し方針（案）及び骨子原案
 - ・ 現行計画の施策取組評価及び県の新規取組内容

■ 第2回岐阜県地球温暖化対策実行計画懇談会

日時：平成28年2月29日（月）

場所：岐阜県庁4階 特別会議室

- 議題：・ 平成25年度岐阜県温室効果ガス排出量（速報値）
- ・ 岐阜県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）第2版 最終案について

(2) 岐阜県地球温暖化対策実行計画懇談会委員名簿

区分	氏名	所属・役職
学識経験者	野々村 修一	岐阜大学 大学院工学研究科 次世代エネルギー研究センター センター長
	長谷川 典彦	岐阜大学 教育推進・学生支援機構 特任教授
	原田 守啓	岐阜大学 流域圏科学研究センター水系安全研究部門 准教授
	二神 律子	中部学院大学 経営学部経営学科 教授
事業者	須田 美登里	生活協同組合コープぎふ 理事
	舘 康哲	イビデン株式会社 生産推進本部 環境安全衛生部 部長
	辻 茂樹	中部電力株式会社 岐阜支店 総務部総務・広報グループ 課長
	内木 篤志	加子母森林組合 代表理事組合長
	中島 克幸	岐阜乗合自動車株式会社 取締役 グループ総務人事部長
温暖化防止 推進員	小林 由紀子	NPO 法人 e-plus 生涯学習研究所 代表理事 岐阜県地球温暖化防止活動推進員
温暖化防止 センター	後藤 弘之	岐阜県地球温暖化防止センター センター長
県民	河野 美佐子	岐阜市女性の会連絡協議会 会長
	村瀬 里佳	県 PTA 連合会 副会長 (母親代表)
市町村	稲川 哲也	岐阜市自然共生部地球環境課 課長
県	新田 晃	岐阜県環境生活部 次長

用語解説

ア行

ウォームシェア

環境省が進める冬の省エネ施策の一つです。冬の寒い日、家庭でひとり一台のエアコン使用をやめ、一つの部屋に集まったり、家のエアコンを止めて図書館やショッピングセンター等で過ごすなど、暖かい場所をみんなで分け合おうという取組です。

エコドライブ

発進する時は穏やかにアクセルを踏んで発進する、車間距離にゆとりを持ち加減速の少ない運転を行うなど、環境に配慮した自動車の使用です。

エコロジカルネットワーク

野生生物が生息・生育する様々な空間（森林、農地、都市内緑地・水辺、河川、海、湿地・湿原・干潟・藻場・サンゴ礁等）がつながる生態系のネットワークのことです。

オフセット・クレジット

環境省による「カーボン・オフセットに用いられる VER (Verified Emission Reduction) の認証基準に関する検討会」の議論におけるオフセット・クレジット (J-VER) 制度に基づいて発行される国内における自主的な温室効果ガス排出削減・吸収プロジェクトから生じた排出削減・吸収量です。

温室効果ガス

温室効果をもたらす大気中に拡散された気体のことです。とりわけ産業革命以降、代表的な温室効果ガスである二酸化炭素やメタンのほかフロンガスなど人為的な活動により大気中の濃度が増加傾向にあります。地球温暖化対策の推進に関する法律では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素のほか HFC 類、PFC 類、SF₆、NF₃ が削減対象の温室効果ガスと定められました。

カ行

カーボン・オフセット

日常生活や経済活動において避けることができない二酸化炭素等の温室効果ガスの排出について、まずできるだけ排出量が減るよう削減努力を行い、どうしても排出される温室効果ガスについて、森林整備など排出量に見合った温室効果ガスの削減活動に投資すること等により、排出される温室効果ガスを埋め合わせるという考え方です。

気候変動

地球の大気の組成を変化させる人間活動によって直接または間接に引き起こされる気候変化のことで、自然な気候変動に加えて生じるものをいいます。

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）

UNEP（国連環境計画）とWMO（世界気象機関）によって1988年11月に設置された、各国の研究者が政府の資格で参加して地球温暖化問題について議論を行なう公式の場です。地球温暖化に関する最新の自然科学的及び社会科学的知見をまとめ、地球温暖化対策に科学的基礎を与えることを目的としています。

気候変動枠組条約（COP）

大気中の温室効果ガスの濃度の安定化を究極的な目的とし、地球温暖化がもたらす様々な悪影響を防止するための国際的な枠組みを定めた条約で、1994年3月に発効されました。温室効果ガスの排出・吸収の目録、温暖化対策の国別計画の策定等を締約国の義務とし、さらに先進締約国には、温室効果ガスの排出量を2000年に1990年レベルに戻すことを目的として政策措置をとることなどの追加的な義務を課しました。

京都議定書

1997年12月京都で開催されたCOP3で採択された気候変動枠組条約の議定書です。先進各国は2008年～12年の約束期間における温室効果ガスの削減数値目標（日本6%、アメリカ7%、EU8%など）を約束しました。

京都メカニズム

京都議定書に規定される排出量取引（先進国間で排出量を売買する制度）、共同実施（先進国同士が共同して温室効果ガス排出削減や吸収の事業を実施する仕組み）、クリーン開発メカニズム（先進国が途上国において温室効果ガス削減プロジェクトを実施し、得られた吸収分・削減分を自国の削減量に充当できる仕組み）の3つの措置により、温室効果ガス排出量削減目標を国際的な協力や活動によって達成するための仕組みです。

クールシェア

環境省が進める夏の省エネ施策の一つです。夏の暑い日、家庭でひとり一台のエアコン使用をやめ、一つの部屋に集まったり、家のエアコンを止めて図書館やショッピングセンター等で過ごすなど、涼しい場所をみんなで分け合おうという取組です。

グリーン購入

企業や国・地方公共団体が商品の調達や工事発注などに際し、できるだけ環境負荷の少ない商品や方法を積極的に選択する取組です。グリーン購入を率先して実施する企業や自治体などで構成する「グリーン購入ネットワーク」で基準などを取り決めています。

現状すう勢（BAU）

地球温暖化対策を現状のまま固定し、今後新たな対策を行わないものと仮定し、世帯数などの社会的条件や製造品出荷額などの活動量変化等の予測値から将来推計を行うものです。

洪水ハザードマップ

河川管理者から提供されるもので、洪水による想定浸水区域及び水深を表示した図面（浸水想定区域図）に洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るための必要な事項などが記載されます。

コミュニティバス

交通空白地域・不便地域の解消等を図るため、市町村等が主体的に計画し、運行するものです。

サ行

サイクルトレイン

電車内に自転車をそのまま持ち込めるサービスです。

再生可能エネルギー

太陽光、太陽熱、風力、地熱、バイオマスなど通常エネルギー源が枯渇する心配のない自然エネルギーを指します。

再生可能エネルギーの固定価格買取制度

再生可能エネルギーで発電した電気を、電力会社が一定の価格で買い取ることを国が約束する制度です。

シェアスポット

クールシェアやウォームシェアの拠点となる施設であり、公共施設では図書館、集会所、美術館、スポーツ施設等、民間施設ではショッピングセンター、カフェ、レストラン、各種展示施設、遊園地、映画館等がスポットになります。

次世代エネルギーインフラ

太陽光発電や燃料電池等を組み合わせて、電気や熱などのエネルギーを“創る”“貯める”“使う”を一体的に行うシステムです。

次世代エネルギーパーク

再生可能エネルギーをはじめとした次世代のエネルギーに、実際に国民が見て触れる機会を増やすことを通じて、地球環境と調和した将来のエネルギーの在り方に関する理解の増進を図るための太陽光等の次世代エネルギー設備や体験施設等を整備した拠点等であり、経済産業省が認定するものです。

次世代自動車

ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル車、天然ガス自動車など、ガソリンなど化石燃料の使用をゼロまたは大幅に減らして環境負荷を和らげる自動車のことです。

省エネルギーラベリング制度

省エネ法により定められた省エネ基準をどの程度達成しているかを表示する制度です。省エネ基準の達成度合いに応じて、色の異なる省エネラベルを表示することができます。

新エネルギー

太陽光、風力、地熱などの再生可能エネルギーのほか、廃棄物利用などによるリサイクルエネルギー、燃料電池やクリーンエネルギー自動車などの従来型エネルギーの新しい利用形態などからなるエネルギーを指します。

清流の国ぎふ森林・環境税

豊かな森林や清らかな河川が持つ公益的機能を将来にわたり享受できるよう、新たに行う森林・環境施策の財源として、岐阜県は平成 24 年 4 月 1 日から「清流の国ぎふ森林・環境税」を導入しています。

石灰石

炭酸カルシウムを成分とする鉱石です。セメントやガラスの原料であり、これらの生産過程で加熱分解し、二酸化炭素が放出されます。

ゼロエネルギーハウス

建築物・設備の省エネ性能の向上、エネルギーの面的利用により一次エネルギー消費量（電気等のエネルギー少量を一次エネルギーに換算したもの）を削減するとともに、オンサイトでの再生可能エネルギーの活用等により必要なエネルギーを賄うことで、年間での一次エネルギー消費量が正味でゼロ又は概ねゼロとなる建築物です。

夕行

地域グリーンニューディール基金

地域の実情に応じて、地球温暖化対策等の喫緊の環境問題を解決するため、国の原資により都道府県及び政令指定都市に造成された基金です。本基金は再生可能エネルギーの導入等に活用でき、本基金事業が地域において確実に実施されることで、当面の雇用創出と中長期的に持続可能な地域経済社会の構築につなげることが期待されています。

電気自動車（EV）

電気エネルギーのみを動力源として、モーターで走行する自動車です。

トップランナー基準（トップランナー方式）

電気製品などの省エネ基準や自動車の燃費・排ガス基準を、市場に出ている機器の中で最高の効率のレベルに設定することです。

ドロマイト

カルシウム、マグネシウムの炭酸塩からなる鉱物で、主な用途としては、鉄鋼、ガラス、肥料などのほか、コンクリートや道路用骨材にも使われています。

ナ行

熱帯夜

夕方から翌日の朝までの最低気温が 25℃以上になる夜をいいます。

燃料電池自動車 (FCV)

天然ガスやメタノールから取り出した水素を、酸素と反応させて電気を取り出し、それを走行に利用する電気自動車を指します。

ハ行

バイオマス

エネルギー源として活用が可能な木製品廃材やし尿などの有機物のことです。その燃焼等により得られるエネルギーは再生可能エネルギーとなります。発酵させ発生するメタンガスを燃料として利用することもあります。

パークアンドライド

都市部への自動車乗り入れを規制する手段の一つで、都市近郊に大型駐車場を設置し、そこから都心部へは公共の鉄道やバスなどに乗り換えて移動するシステムです。

ヒートアイランド現象

人工排熱の増加、人工被覆の増加及び自然空間の喪失という都市における人工化の過剰な進展から地表温度が上昇することをいい、熱中症等の増加や二酸化炭素排出量の増加などの影響をもたらす環境問題です。

冬日

最低気温が 0℃未満の日をいいます。

プラグインハイブリッド自動車 (PHV)

外部電源から充電できるタイプのハイブリッド自動車で、一定距離を電気のみで走行できることから走行時に二酸化炭素や排気ガスを出さない電気自動車のメリットと、ガソリンエンジンとモーターの併用で遠距離走行ができるハイブリッド自動車の長所を併せ持つ自動車です。

マ行

真夏日

最高気温が 30℃以上の日をいいます。

真冬日

最高気温が 0℃未満の日をいいます。

猛暑日

最高気温が 35℃以上の日をいいます。

ヤ行

約束期間

温室効果ガスの削減目標を達成しなければいけない定められた期間で、京都議定書では最初の約束期間を 2008 年から 2012 年の 5 年間としています。

ラ行

リーマンショック

2008 年 9 月 15 日にアメリカの投資銀行リーマン・ブラザーズが経営破綻したことをきっかけに、世界的に起こった金融危機です。サブプライム・ローン（低所得者向け住宅ローン）問題に端を発し、その影響は瞬く間に世界中に広がりました。

英数字

BAU

現状すう勢（Business-as-usual）を省略した言葉です。P65 の「現状すう勢（BAU）」をご参照ください。

BEMS

ビルエネルギー管理システム（Building-Energy-Management-System）を省略した言葉であり、ビル全体のエネルギー使用量の削減やエネルギー関連設備の制御を目的として導入されるシステムです。

HEMS

家庭内エネルギー管理システム（Home-Energy-Management-System）を省略した言葉であり、家庭内の電気を賢く使うために、エネルギー利用状況を見える化し、省エネを簡単にできるようにするシステムです。

**岐阜県地球温暖化対策実行計画
(区域施策編) 第2版**

発行年月：平成 28 年 3 月

発行者：岐阜県環境生活部環境管理課

〒500-8570

岐阜県岐阜市藪田南 2-1-1

TEL 058-272-1111 (代) 内線 2694

FAX 058-278-2610